

第76回総会第3委員会会議記録(1)

房野 桂 作成

2021年9月30日(木)第1回・2回会議

一般討論

ギニア(G77/中国)を代表、ガボン(アフリカ諸国グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、南アフリカ(LGBT 核心グループを代表)、欧州連合、チリ(高齢者友好国グループを代表)、メキシコ(先住民友好国グループを代表)、マラウイ(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、マレーシア(東南アジア諸国連合を代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、グアテマラ(中央アメリカ統合システムを代表)、ナイジェリア(諸国グループを代表)、メキシコ、サウジアラビア、ベルギー、クロアチア、パキスタン、イスラエル、ガーナ、モルディヴ、フィリピン、ペルー、リヒテンシュタイン、シンガポール、アフガニスタン、カナダ、カタール、キルギスタン、ロシア連邦、ニュージーランド、トルコ、南アフリカ、チリ、イタリア、スイス、スペイン、ケニア、オランダ、ザンビア、キプロス、フィンランド、ギリシャ、カンボディア、アルゼンチン、ノルウェー、オーストラリア

答弁権行使: シリア、ベラルーシ、中国、朝鮮民主人民共和国、トルコ、カナダ、キプロス

10月1日(金)午前・午後、第3回・4回会議

一般討論(継続)

中国(73 か国との共同声明)、トリニダード・トバゴ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、ルクセンブルグ、ポーランド、エストニア、ブラジル、インドネシア、オーストリア、オマーン、アルメニア、イラン、ハンガリー、スリランカ、英国、スロヴェニア、モルドヴァ共和国、ブルガリア、朝鮮民主人民共和国、ウガンダ、ニカラグア、ウクライナ、コロンビア、カメルーン、バーレーン、マレーシア、スロヴァキア、ルーマニア、ヴェトナム、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、ナイジェリア、イエーメン、ブルキナファソ、ネパール、シリア、イラク、キューバ、クエート、タイ、エチオピア、ホーリーシー、ウズベキスタン、デンマーク、アゼルバイジャン、ジャマイカ、マリ、ルワンダ、チェコ共和国、モルディヴ、ジョージア、ヨルダン、インド、ホンデュラス、アルバニア、ポルトガル

答弁権行使: イエーメン、ベラルーシ、日本(我が国は人種差別の撤廃を目的としている。在日朝鮮人に対する差別を認める法律などない。政府が日本以外の出身者に対する差別的言説を撤廃するために活動している。明るい未来に向かって協力するよう朝鮮民主人民共和国に要請する)、朝鮮民主人民共和国(我が国に対するあらゆる申し立てを拒否し、日本は過去の人道違反の犯罪を覆い隠そうと一生懸命になっていることを強調する。日本は世界最悪の犯罪国家であり、過去の償いをするようこの国に要請する)、日本(朝鮮民主人民共和国の申し立てには「根拠がない」。この国ができるだけ早くすべての拉致被害者を返還するよう要請する)、朝鮮民主人民共和国(いわゆる拉致問題は解決済みである。日本は過去の戦争犯罪から注意をそらすためにこの問題を扱い続けている。人道違反の犯罪には時効がないことを強調する。日本は在日朝鮮人に対する差別的慣行を止める必要があり、そうしなければ2国間に明る

い未来は無いであろう)

10月4日(月)午後 第5回会議

一般討論(継続)

バングラデシュ、トリニダード・トバゴ、ブルネイ・ダルサーラム、グアイアナ、バラグアイ、ジブティ、ボツワナ、コートイヴォワール、アイスランド、シエラレオネ、セネガル、ハイティ、米国、モナコ、スーダン、マダガスカル、タジキスタン、パレスチナ国、ラオ人民民主主義共和国、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ナミビア、ジンバブエ、ドイツ、スウェーデン、エリトリア、アンドラ

答弁権行使: シリア、中国、キューバ、ベラルーシ、エチオピア、朝鮮民主人民共和国

10月5日(火)午前・午後 第6回・7回会議

議事項目 29(a, b): 女性の地位の向上

提出文書

1. 女子差別撤廃委員会報告書(A/76/38)
2. 農山漁村地域の女性と女兒の状況の改善: 事務総長報告書(A/76/241)
3. 女性移動労働者に対する暴力: 事務総長報告書(A/76/245)
4. 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/132)
5. 国連システムの女性の地位の改善: 事務総長報告書(A/76/115)
6. 「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会のフォローアップと実施において取られた措置と達成された進歩: 事務総長報告書(A/76/185)

女性に対する暴力に関する意見交換対話

Asa Regner ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)政策・プログラム・市民社会・政府間支援副事務局長: 女性は国連の初任のレベルでは数が多いが、管理職や本部以外の地位では数が少ない。報告書は国連全体の好事例と国連のための勧告を強調しており、私はジェンダー同数が達成できるとの希望を表明する。

「女性移動労働者に対する暴力」と題する事務総長報告書に関しては、1億人の女性移動労働者が毎年送金しており、これが世界の総送金額の半分を占めている。移動は女性をエンパワーするが、安全な移動の道の欠如が、制限的な移動・労働法によって複雑化されて、女性移動労働者が暴力にさらされる危険を高めている。女性移動労働者は、しばしば、家事ケア労働を含めた暴力の危険が高いセクター、並びに非正規セクターの職に集中している。「安全で秩序ある正規の移動グローバル・コンパクト」の実施が促進されなければならない。

「農山漁村地域の女性と女兒の状況の改善」と題する事務総長の報告書に関しては、これは、加盟国が、女性と女兒の生計と福利を共に織りなす統合されたジェンダーに配慮した取組を取るべきであることを勧告している。

質問とコメント: 欧州連合、ミャンマー、タイ、イラン、シリア、フィリピン、モルディブ、日本(国連で働いている女性について、国連でのジェンダー同数に流行病が与えたインパクトが認められたことを歓迎し、この点での柔軟な労働取り決めにも留意した)

Ms. Regner の回答: 世代間の平等は、ジェンダー平等を推進するための国連ウィメン、国連、市民社会、加盟国及び民間セクターのイニシャティヴである。この点での次の手段には、説明責任の枠組みの創設が含まれるであろう。

アフガニスタンに関しては、国連ウィメンは国内にとどまるであろう。女性の権利侵害は中心的問題である。国連ウィメンは女性に対する暴力を緩和するために活動し、人道援助と教育へのアクセスを保障するであろう。

性と生殖に関する健康と権利については、この問題は、国連ウィメンの作業の中心的重点であることを確認する。

農山漁村女性は、報告書はその状況についていくつか勧告を出しており、国連ウィメンはこの問題に関して加盟国と協力する用意がある。

Gladys Acosta Vargas 女子差別撤廃委員会(CEDAW)議長: 世界は 2030 年までに包摂的で代表的ガバナンスに基づいてパラダイム・シフトが必要であることを強調する。女性は議員のわずか 4 分の 1 を占めており、閣僚の地位の 5 分の 1 をわずかに超え、国家の長の 5.9%、政府の長の 6.7% を占めている。さらに先住民族女性は、自分の地域社会と先住民族の制度のみならず、地方・国内・国際プロセスの意思決定からしばしば排除されている。流行病がジェンダーに基づく暴力をさらに悪化させたことに懸念を唱え、そのような虐待から女性を保護するための多面的制度の侵食を警告する。流行病が紛争中の性暴力からも注意をそらしたことを観察し、2020 年 11 月に委員会は、世界的移動の状況での女性と女兒の人身取引に関する一般勧告 38 号(2020 年)を採択した。各国政府があらゆる形態の人身取引に対する需要を思いとどまらせ、母国、紛争、人道緊急事態での性に基づく差別、社会経済的不正のような女性と女兒を脆弱な状況に追いやる原因に対処するよう要請する。

COVID-19 が委員会の作業に与えるインパクトに関しては、2020 年 6 月以来、世界中での女性と女兒に対する保護格差を避けるために、委員会は 4 回のオンライン・セッションを開催した。昨年は、委員会は最終見解手続きのフォローアップの下で、24 の加盟国の報告書を評価した。さらに委員会は、締約国から受け取った定期報告書に関連する問題の 18 のリストと簡素化した報告手続きの下での報告に先立つ問題の 9 つのリストを採択した。これらリストのすべてに、COVID-19 が女性の権利に与えるインパクト及び回復計画の意思決定への女性の参画について締約国に尋ねる新しい標準パラグラフが含まれている。委員会は 2 つの共同声明を出した---一つは、アフガニスタンの新しい権力保持者に女性と女兒の人権を尊重し保護するように要請する子どもの権利委員会との共同声明であり、もう一つは障害を持つ女性と女兒に対するセクハラをなくすことに関する障害者の権利委員会との共同声明である。委員会は、2020 年の国際女性人権擁護者の日に続いて、すべての拘束されている擁護者を釈放するようにとの呼びかけも出した。加盟国より与えられる人的・財政的資源が委員会の作業の需要と増加に追いついていないことを残念に思う。

質問とコメント: 欧州連合、レバノン、インド、チリ、バーレーン、ヴェトナム、**日本**、マレーシア、タイ、朝鮮民主人民共和国、エチオピア、アルジェリア、ウクライナ、中国、フランス、英国

Ms. Acosta Vargas の回答: シリア代表に答えて、禁輸のインパクトと女性と女兒の権利への一方的な武力の使用について懸念を表明する。アフガニスタンでは、タリバンは国際基準を尊重しなければならないことを強調し、委員会はアフガン女性の声に耳を傾けることを誓う。より幅広い状況で、COVID-19 は女性に深刻なインパクトを与えてきた。地域指導者の役割と地域レベルで行われる活動の重要性を強調し、COVID-19 の危機の悪影響を受けた人々を助けることが優先されなければならないことを強

調する。流行病が私たちを後戻りさせることはないであろう。

Reem Alsalem 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者: 私の報告書は「女性に対する差別と暴力の撤廃に関する独立専門家メカニズムのプラットフォーム」のみならず、「フェミサイド監視機構イニシャティヴ」を評価している。「プラットフォーム」は、女性に対する暴力に関する国際的な法的・政策的枠組みの実施を改善するために設立された。これは、7つの独立した、地域の国際専門家メカニズムより成っている。

報告書の主要な部分は、フェミサイド監視イニシャティヴを通して遂げられた進歩を調査し、フェミサイドまたはジェンダーに関連した女性の殺害の防止に関してさらなる進歩を遂げるための勧告を出している。このイニシャティヴは2015年に始まり、国際女性に対する暴力撤廃デーである11月25日に、毎年、加害者と加害者と被害者の関係の性別・年齢別のフェミサイドの数を収集し、公表することに責任を有するフェミサイド監視機構または観測所を設立するようすべての国々に要請している。報告書は、国際・国内・地域レベルでの発展を概説している。データを収集し普及すること自体が目的ではなく、女性に対するジェンダーに基づく暴力の程度を評価し、あらゆる形態の女性に対する暴力の法律と政策対応を改善する有力なツールが目的であることが留意されるべきである。フェミサイド監視機関を設立する際に、大きな進歩が遂げられてきたが、進歩は不均衡であった。国によってはフェミサイド監視機構の設立にかなりの資金が投じられたところもあれば、資金が全くない国々もある。データはしばしば比較できるものではなく、被害者と加害者との間の関係に関する情報も含まれていないが、ますます多くのデータが収集され普及されている。包括的な取組にはあらゆる型のフェミサイドが含まれるべきであるが、親密なパートナーからの暴力に関するデータだけを収集している国々もある。

マンデートに対する私の夢に関しては、先住民族女性と女兒に対する暴力、気候変動と関連する災害危険緩和と対応の状況でのジェンダーに基づく暴力、女性に対する心理的暴力、無国籍の状態とジェンダーとジェンダーに基づく暴力との間の関係、ジェンダーの基づく女性に対する暴力と性的指向と性自認と表現との間の重なり合いを調べることを計画している。

コメントと質問: エストニア、スロヴェニア、英国、パキスタン、リヒテンシュタイン、イスラエル、モロッコ、ブルキナファソ、ロシア連邦、コロンビア、シリア、ルクセンブルグ、メキシコ、イタリア、オランダ、キューバ、マルタ、カナダ、インド、スイス、ジョージア、レバノン、オーストラリア、ハイティ、アルゼンチン、中国

Ms. Alsalem の回答: さらになすべきことに関しては、ジェンダー関連の殺害に関する統計イニシャティヴを開発する国連ウィメンの作業を強調する。フェミサイドとなると定義が限定的であってはならないとも述べる。ロシア連邦代表の懸念に応えるが、「フェミサイド」は性またはジェンダーのための女性の殺害と定義されるので、この用語がこの問題と闘う際の障害となってはならない。

フェミサイドは状況に特化したものであり、名誉殺人もこのカテゴリーに入る。人道状況では、フェミサイドに関するデータは、データ収集の既存の国内制度に統合されるべきである。オンライン暴力に関しては、国々、地域団体、国際社会が取る保護・防止措置は、サイバースペースを含めるために拡大されるべきである。

Meelissa Upreti 女性と女兒に対する差別に関する作業議長: 2020年は、このマンデートの10周年を記すことを想起する。作業部会の努力を説明するが、これが女性の権利のための変革的アジェンダと有望な慣行についての報告の確立につながった。女性の自由と人権の剥奪に関する報告書がいくつか発表

されてきた。しかし、女性は未だにジェンダー平等に対する多くの障害に直面しており、2021年の報告書が性と生殖に関する健康権に重点を置くことになることを伝える。18か月にわたる協議会は、「女性と女兒の性と生殖に関する健康権が満たされないこと自体が危機である」と結論付けた。この結果は、構造的差別と広がったジェンダーに基づく暴力を通して正常化されてきた複雑な危機を指摘している。

先住民族女性、アフリカ系の女性、ロマ人女性と女兒を引用し、根強い危機の状態で暮らしている女性と女兒を強調する。これら状況に対処する時に各国政府が取るいつもの取り組みの変化を要請し、ジェンダーに対応したものになるよう要請する。報告書は、性と生殖に関する健康権の優先、差別法と政策と慣行の撤廃、違反の監視と説明責任の強化、意思決定への女性と女兒の参画、保守的で反人権のイデオロギーの押し戻しを通して、この危機に対処するための5つの行動を推進している。

質問とコメント：ロシア連邦、欧州連合、グアテマラ、エチオピア、インド、スリランカ

Ms. Upreti の回答：報告書に示されている分析は、現実を反映しており、国際法に基づいている。その勧告に沿って、私は加盟国が、保守的で反人権のイデオロギーを押し戻すよう勧める。害悪を緩和するには、危機が起こる前にジェンダー平等に対する障害を緩和することが必要であると言いつけている。生殖に関する健康制度へのアクセスがあまりにも制限されている国々があると思う。生殖に関する健康に関連する問題は、普通予防できることを考慮すれば、一つの事例だけで充分である。性と生殖に関する権利の組織的侵害は、人権問題として扱われなければならない。ドナー国と国際行為者もその責務を果たすよう要請する。国際社会は、女性の権利擁護者を認め、報復から彼女たちを守らなければならない。女性と女兒の権利侵害はすべて開発の機会を否定する。ジェンダー平等を達成するためにさらなる投資が必要であり、ジェンダー同数が成功の措置でなければならない。

10月6日(水)午前 第8回会議

議事項目 28(a, b): 社会開発

提出文書

1. 白皮症の人とが直面している社会開発の課題: 事務局メモ A/76/188)
2. 社会開発世界サミットと第24回特別総会の成果の実施: 事務総長報告書 A/76/181)
3. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のヴォランティア活動: 事務総長報告書 A/76/137)
4. 「障害者の権利に関する条約」とその「選択議定書」の状態: 意思決定プロセスへの障害者とその代表団体の参画: 事務総長報告書(A/76/147)
5. 国際高齢者年のフォローアップ: 第2回世界高齢者会議: 事務総長報告書(A/76/156)
6. 社会包摂を通じた社会統合の推進: 事務総長報告書(A/76/184)
7. 社会開発における協同組合: 事務総長報告書(A/76/209)
8. 青年がかかわる政策とプログラム: 事務総長報告書(A/76/210)
9. 国連システムへの障害者の包摂: 事務総長報告書(A/76/265)
10. 国際家族年の目標の実施とそのフォローアップ・プロセス: 事務総長報告書(A/76/61)

意見交換対話

Liu Zhenmin 経済社会問題部事務次長

包摂的な社会開発

Daniela Bas 経済社会問題部包摂的社会開発部(DISD)部長

質問とコメント: タイ、イラク、シリア、エチオピア、インド、ヴェトナム、モロッコ、中国、スリランカ、ナイジェリア、アルジェリア、ベラルーシ

Ms. Bas の回答

ヴォランティア活動

Toily Kurbanov 国連ヴォランティア・コーディネーター

質問とコメント: 中国、ブラジル、モロッコ、セルビア、イスラエル、日本

Mr. Kurbanov の回答

障害者

Golpai Mitra 事務総長事務所障害者チーム上級政策担当官

質問とコメント: メキシコ、フィリピン、ニュージーランド、中国

Mr. Mitra の回答

高齢者

Claudia Mahler 高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家

質問とコメント: ロシア連邦、欧州連合、イスラエル、メキシコ、中国、英国、フィリピン、マレーシア、カナダ、チリ、米国、インド、アルジェリア、モロッコ

Ms. Mahler の回答

10月7日(木)午前・午後 第9回・10回会議

一般討論

コスタリカ(数か国を代表)、チュニジア(数か国を代表)、ヴェネズエラ、レバノン、エジプト、モンゴル、フランス、チュニジア、中国、ベラルーシ、アイルランド、韓国、チャド、ガンビア、モーリタニア、ミャンマー、ボリヴィア、リビア、モロッコ、日本(木村徹也大使: 民主的進歩は、世界の多くの部分で強制的に破壊させられてきた。大きな懸念としてアフガニスタンでの人道危機を引用するが、この国を離れたいと思っている人々は、そうすることが許されるべきであり、人権、特に女性と女兒の地位の向上に関連している人権は保護されなければならない。クーデター以来のミャンマーの状況を心配し、暴力の使用を止め、拘束している者を釈放し、政治制度を速やかに回復するよう軍に要請する。一方朝鮮民主人民共和国による拉致の問題は、国際社会にとって重大問題である。日本にいる被害者の家族は年を取り続けており、拉致の問題を解決するために無駄にする時間はない)、エクアドル、トルクメニスタン、ソマリア、カザフスタン、北マケドニア、東ティモール、アルジェリア、コスタリカ、国際赤十字赤新月社連盟、国際赤十字委員会、マルタ騎士団、国際労働機関(ILO)

答弁権行使: エチオピア、シリア、朝鮮民主人民共和国(第二次世界大戦中に日本が犯した犯罪の完全な賠償を要請する。そのような犯罪が対処されない限り、二国が平和な関係を享受することは決してないであろう。韓国代表は、朝鮮民主人民共和国の人権侵害を批判することはやめなければならない。我が国の国民は人権を享受しており COVID-19 の流行に対処するために国内的に適切な措置が取られていることを強調する)、モロッコ、カンボディア、日本(朝鮮民主人民共和国の話には「根拠がない」。拉致の問題については、朝鮮民主人民共和国は拉致被害者を含め関係する日本国民について包括的な捜査

を行うと約束した。朝鮮民主人民共和国が協定を実施し、できるだけ早くすべての拉致被害者を日本に返すよう要請する)、アルジェリア、朝鮮民主人民共和国(日本の言ういわゆる拉致問題はすでに解決済みである。たとえ日本がそれを否定しても、歴史を変えることはできず、人道違反の犯罪には時効がない。日本は在日朝鮮人に対する差別的慣行を止めるべきである。それまでは2国間に明るい未来は無い)、モロッコ、日本(朝鮮民主人民共和国の言うことは間違っている。北東アジアでの真の平和を実現し、明るい未来のために協力するためには、日本と朝鮮民主人民共和国との間の相互不信を克服することが重要である)、アルジェリア

議事項目 70(a,b): 子どもの権利の推進と保護

提出文書

1. 農山漁村地域で暮らしている女児の福利とエンパワーメント(A/76/204)
2. 「子どもの権利に関する条約」の状態: 事務総長報告書(A/76/305)
3. 子どもの性的搾取のジェンダーの側面とこれと闘い根絶することへの子どもを中心としたジェンダー包摂的取り組みを統合することの重要性: 事務総長メモ(A/76/144)
4. 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表の年次報告書(A/76/224)
5. 子どもと武力紛争のための事務総長特別代表報告書(A/76/231)

意見交換対話

子どもと武力紛争

報告書プレゼンテーション: Virginia Gamba 子どもと武力紛争のための事務総長特別代表

質問とコメント: クロアチア、アゼルバイジャン、アルメニア、セネガル、ミャンマー、スリランカ、アルゼンチン、英国、パキスタン、フランス、インド、サウジアラビア、マルタ、ブルキナファソ、カタール、イラン、中国、スイス、ベルー、トルコ、フィリピン、米国、イタリア、シリア、インドネシア(東南アジア諸国連合を代表)、ベルギー、欧州連合

Ms. Gamba の回答

子どもに対する暴力

報告書のプレゼンテーション: Najat Maalla M'Jid 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表

コメントと質問: 欧州連合、マレーシア、モロッコ、メキシコ、スペイン、ベルギー、オーストラリア、ポルトガル

Ms. M'Jid の回答

子どもの売買と性的搾取

報告書のプレゼンテーション: Fatima Singhatoh 子ども買春、子どもポルノその他の子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者

質問とコメント: 米国、メキシコ、ロシア連邦、モロッコ、英国、フィリピン、イスラエル

Ms. Singhatoh の回答

子どもの権利

大谷美紀子子どもの権利委員会議長: COVID-19 の流行が、学校の閉鎖、基本的サービスへのアクセスの制限、貧困と精神衛生の問題の増加を含め、数えきれないやり方で子どもに悪影響を及ぼしてきたことを指摘する。子どもたちが身体的・精神的福利のために必要な支援へのアクセスを得て、安全に

対面授業に戻ることができることを保障するよう国々に要請する。環境的害悪の悪影響に関する証拠が増えていることにも懸念を表明する。子どもたちが自分たちに影響を及ぼすあらゆる領域に参画するスペースを与えられる子どもの必要性を強調する。

「子どもの権利に関する条約」とその「選択議定書」の下での批准と報告については、「条約」はほとんど普遍的に批准されているが、三つの「選択議定書」の批准の速度は継続して遅い。締約国は、その報告義務を果たすために国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)が提供しているサーヴィスを利用すべきである。流行病に対応して適合された作業方法、通報に関連する選択議定書に関連する 30 の事例に関連して採択された決定、人権条約機関を支えるための職員の不足を含め、2020 年以來の委員会の活動の全体像も提供し、2022 年の予算が、この問題を解決してくれることを希望する。

質問とコメント：バーレーン、英国、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、バングラデシュ、ロシア連邦、スイス、スペイン、中国、ミャンマー、タイ、欧州連合

10月11日(月)午後 第11回会議

議事項目 71(a, b): 先住民族の権利

提出文書

1. 先住民族の権利(A/76/202/Rev.1)
2. 先住民族世界会議として知られている総会高官本会議の成果文書のフォローアップ(成果文書なし)

先住民族の権利に関する意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Francisco Cali Tzai 先住民族の権利に関する特別報告者

質問とコメント：メキシコ、オーストラリア、米国、ロシア連邦、ブラジル、カメルーン、リヒテンシュタイン、スリランカ、エチオピア、ニュージーランド、デンマーク、マレーシア、チリ、ウクライナ、コロンビア、カナダ、ヴェネズエラ、中国、コスタリカ、インド

Mr. Tzai の回答

議事項目 109,110: 犯罪目的での ICT の利用との闘い、国際麻薬管理

提出文書

1. 世界麻薬問題に対する国際協力: 事務総長報告書(A/76/121)

国連麻薬犯罪事務所との意見交換対話

プレゼンテーション: Jean-Luc Lemahieu 国連麻薬犯罪事務所政策分析部部長

質問とコメント：ヴェネズエラ、ナイジェリア、欧州連合、ベラルーシ、米国、シリア、メキシコ、シンガポール(東南アジア諸国連合を代表)、中国、カタール、コロンビア、アルジェリア

Mr. Lemahieu の回答

10月12日(火)午前・午後 第12・13回会議

議事項目 74(a, b, c, d): 人権の推進と保護

提出文書

1. 現代の形態の奴隷制度に関する国連任意信託基金: 事務総長報告書(A/76/256)

2. アクセス可能性の状況と「障害者の権利に関する条約とその選択議定書」の状態: 事務総長報告書(A/76___)
3. 拷問被害者のための国連任意基金: 事務総長報告書(A/76/301)
4. 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者の中間報告書: 事務総長メモ(A/76/168)
5. 第33回年次会議に関する人権条約機関議長の報告書: 事務総長メモ(A/76/254)
6. 「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約」の「選択議定書」によって設立された特別基金: 事務局メモ(A/76/199)
7. 不寛容、否定的固定観念化、汚名、差別、暴力のそそのかし及び宗教または信念に基づく対人暴力との闘い: 事務総長報告書
8. 人権と文化的多様性: 事務総長報告書(A/76/244)
9. 人権の保護と推進のための国内機関: 事務総長報告書(A/76/246)
10. 国際協力と公平性と客観性の重要性の推進を通じた人権分野での国連行動の強化: 事務総長報告書(A/76/249)
11. 中央アフリカの人権と民主主義のための準地域センター: 事務総長報告書(A/76/253)
12. 「国籍・民族・宗教・言語のマイノリティに属する人々の権利宣言」の効果的推進: 事務総長報告書(A/76/255)
13. 人権条約機関の委員の公正な地理的配分の推進: 事務総長報告書(A/76/262)
14. 定期的で真の選挙と民主化の推進を強化する際の国連の役割の強化: 事務総長報告書(A/76/266)
15. テロと人権: 事務総長報告書(A/76/273)
16. ジャーナリストの安全と刑事責任免除の問題: 事務総長報告書(A/76/285)
17. 定期的な真の選挙の原則と民主化の推進を強化する際の国連の役割の強化: 事務総長報告書(A/76/266)
18. 南西アジアとアラブ地域の国連人権訓練と文書化センター: 事務総長報告書(A/76:/295)
19. 強制失踪からのすべての人々の保護のための国際条約: 事務総長報告書(A/76/325)
20. 裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/142)
21. 人権擁護者の状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/143)
22. 障害者の権利に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/146)
23. 白皮症の悪影響を受けている人とその家族に対する差別の撤廃に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/148)
24. 性的指向と性自認に基づく暴力と差別からの保護に関する独立専門家報告書: 事務総長メモ(A/76/152)
25. 開発への権利に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/154)
26. 高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家報告書: 事務総長メモ(A/76/157)
27. 教育への権利に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/158)
28. 安全な飲用水と下水道への人権に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/159)
29. マイノリティ問題に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/162)
30. 白皮症の人々による人権の享受に関する独立専門家報告書: 事務総長メモ(A/76/166)77
31. 外国の負債及びその他の関連する国家の国際財政責務がすべての人権、特に経済的・社会的・文化

- 的権利の完全享受に与える影響に関する独立専門家報告書: 事務総長メモ(A/76/167)
32. 国内避難民の人権に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/169)
33. 原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/170)
34. 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利に関する特別報告者報告書(A/76/172)
35. 一方的な強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/174)
36. 人権と国際連帯に関する独立専門家報告書: 事務総長メモ(A/76/176)
37. 極度の貧困と人権に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/177)
38. 文化的権利の分野での特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/178)
39. 安全で清潔で健全で持続可能な環境の享受に関連する人権責務の問題に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/179)
40. 真実、正義、補償、再発防止の保証に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/180)
41. 環境的に健全な管理と有害物質と廃棄物の処分の人権にとっての意味合いに関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/207)
42. プライヴァシーへの権利に関する特別報告者報告書: 事務素数長メモ(A/76/220)
43. 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/222)
44. 食料への権利に関する特別報告者中間報告書: 事務総長メモ(A/76/237)
45. 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する作業部会報告書: 事務総長メモ(A/76/238)
46. 移動者の人権に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/257)
47. 移動者の人権に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/258)
48. 対テロ中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者: 事務総長メモ(A/76/261)
49. 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/263)
50. 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/264)
51. 適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居: 事務総長メモ(A/76/___)
52. 宗教は信念の自由に関する特別報告者中間報告書: 事務総長メモ(A/76/___)
53. 開発への権利に関する専門家メカニズムの年次報告書: 事務局メモ(A/76/126)
54. 民主的で公正な国際秩序の推進: 事務局メモ(A/76/153)
55. 移動者の人権: 事務局メモ(A/76/165)
56. 開発への権利: 事務局メモ(A/76/247)
57. 朝鮮民主主義人民共和国の人権状況: 事務総長報告書(A/76/242)
58. クリミア自治共和国とウクライナのセヴァストポリ市の人権状況: 事務総長報告書(A/76/260)
59. イラン・イスラム共和国の人権状況: 事務総長報告書(A/76/268)
60. ロヒンギャ・ムスリムとその他のミャンマーのマイノリティの人権状況: 事務総長報告書(A/76/312)
61. ベラルーシの人権状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/145)
62. イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/160)
63. ミャンマーの人権状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/314)
64. 朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/___)

65. ミャンマーのロヒンギャ・ムスリム及びその他のマイノリティの人権状況に関する高等弁務官報告書: 事務総長メモ(A/76/___)
66. 1967 年以来被占領のパレスチナ地域の人権状況に関する特別報告者報告書: 事務総長メモ(A/76/___)
67. ブルンディに関する調査報告書: 事務局メモ(A/76/118)
68. ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の独立国際事実確認ミッション報告書: 事務局メモ
69. シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会報告書: 事務局メモ(A/76/149)
70. ソマリアの人権状況: 事務局メモ(A/76/155)
71. ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の人権状況: 事務局メモ(A/76/161)
72. イェーメンの人権状況: 事務局メモ(A/76/163)
73. エリトリアの人権状況: 事務局メモ(A/76/221)
74. ミャンマーの独立調査メカニズム報告書: 事務局メモ(A/76/317)
75. 国連人権高等弁務官報告書: 事務局メモ(Suppl. No.36)(A/76/36)

意見交換対話

人権

Rosemary Dicarlo 政治・平和構築問題局事務次長

コメントと質問: ドイツ、モロッコ、アルジェリア、レバノン、イラン、中国

Ms. Dicarlo の回答

Craig Mokhiber 国連人権高等弁務官ニューヨーク事務所部長

質問とコメント: ウクライナ、モロッコ、朝鮮民主人民共和国、インドネシア、サウディアラビア、タジキスタン

Photini Pazartis 人権委員会議長

質問とコメント: 米国、オランダ、ロシア連邦、英国、メキシコ、シリア、インド、エジプト、カザフスタン、ギリシャ、モロッコ

Ms. Pazartzis の回答

経済的社会的文化的権利

Mohamed Abdel-Moneim 経済的・社会的・檀家的権利委員会議長

質問とコメント: ポルトガル、エルサルヴァドル、アルメニア、モロッコ、アルジェリア、ロシア連邦、オランダ、エジプト、中国、カメルーン、ナイジェリア、アゼルバイジャン

Mr. Abdel-Moneim の回答

拷問

Claude Heller 拷問禁止委員会議長代理

質問とコメント: ロシア連邦、メキシコ、米国、デンマーク、ナイジェリア、チリ、中国、モロッコ

Mr. Heller の回答

Suzanne Jabbour 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とし扱いは懲罰防止小委員会議長

質問とコメント: スイス、欧州連合、チェコ共和国

Ms. Jabbour の回答

拷問、その他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰

Nils Meizer 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者

質問とコメント: ミャンマー、パキスタン、インド、米国、リヒテンシュタイン、ロシア連邦、メキシコ、デンマーク、英国、スイス、中国、欧州連合

Mr. Melzer の回答

10月13日(水)午前・午後 第14回・15回会議

議事項目 74(a, b, c, d)(継続)

意見交換対話(継続)

国連人権高等弁務官

Michelke Bachelet 国連人権高等弁務官

質問とコメント: シリア、メキシコ、アイルランド、クロアチア、アルゼンチン、英国、ポーランド、シエラレオネ

一方的強制措置

Ms. Alena Douhan 一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者

質問とコメント: アゼルバイジャン、シリア、ヴェネズエラ、エリトリア、ロシア連邦、ベラルーシ、マレーシア、ジンバブエ、ニカラグア、イラン、中国

Ms. Douhan の回答

対テロ

Flonnuala Ni Aolain 対テロ中の人権と基本的自由推進と保護に関する特別報告者

質問とコメント: 欧州連合、英国、シリア、パキスタン、ロシア連邦、エジプト、オランダ、英国、カタール、インドネシア、米国、アイルランド、スイス、中国、アルジェリア、モロッコ

Ms. Ni Aolain の回答

Diego Garcia-Sayan 裁判官と弁護士の独立性に関する特別報告者

質問とコメント: エジプト、レバノン、チリ、リヒテンシュタイン、米国、ロシア連邦、ペルー、サウディアラビア、米国、英国、中国、アルジェリア

Mr. Garcia-Sayan の回答

10月14日(木)午前・午後 第16・17回会議

議事項目 74(a,b,c,d)(継続)

意見交換対話

人権と多国籍企業

Surya Deva 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する作業部会議長

質問とコメント: 欧州連合、日本(2020年10月に始まった日本の企業と人権に関する国内行動計画に注意を引く。日本は企業活動によって悪影響を受けた人々の人権を推進することが重要であると考えている)、イラン、米国、ロシア連邦、中国、スペイン、イタリア、ルクセンブルグ、アイルランド、チリ、インド、フランス、エチオピア

Mr. Ceva の回答

平和的集会と結社の自由

Clement Nyaletsossi Voule 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者

質問とコメント: ウクライナ、米国、中国、東ティモール、モロッコ、欧州連合、ロシア連邦、スイス、英国、ドミニカ共和国、チェコ共和国、インド、スウェーデン、キューバ

Mr. Voule の回答

Mary Lawlor 人権擁護者の状況に関する特別報告者

質問とコメント: 英国、欧州連合、ロシア連邦、ヴェトナム、キューバ、イタリア、ドイツ、メキシコ、エジプト、スペイン、ブラジル、リヒテンシュタイン、イスラエル、パキスタン、ポーランド、アイルランド、バーレーン、スロヴェニア、スイス、フランス、ドミニカ共和国、米国、チェコ共和国、アラブ首長国連邦、ノルウェー、インドネシア、中国、サウディアラビア、インド、ミャンマー、ルクセンブルグ、モロッコ、アルジェリア

Ms. Lowlor の回答

開発への権利

Zamir Akram 開発への権利に関する作業部会議長・報告者

Koen De Feyter 開発への権利に関する専門家メカニズム副議長

Saad Alfararge 開発への権利に関する特別報告者

質問とコメント: ロシア連邦、シリア、ブラジル、中国、アゼルバイジャン、アルジェリア、エジプト、カメルーン、欧州連合、ヴェネズエラ

Mr. Saad Alfarargi の回答

Mr. Acram の回答

Mr. Feyter の回答

10月18日(月)午前・午後 第18回・19回会議

議事項目 74(a, b, c, d)(継続)

意見交換対話(継続)

意見と表現の自由

Irene Khan 意見と表現の自由に関する特別報告者

コメントと質問: メキシコ、オランダ、英国、リトアニア、バングラデシュ、米国、ウクライナ、モロッコ、中国、ポーランド、アイルランド、パキスタン、リトアニア、チェコ共和国、オーストリア、インド、アルジェリア

Ms. Khan の回答

強制失踪

Villa Quintana 強制失踪に関する委員会議長

Luciano Hazan 強制または任意によらない失踪に関する作業部会議長

コメントと質問: 欧州連合、アルゼンチン、フランス、ウクライナ、パキスタン、ミャンマー、キプロス、メキシコ、日本(朝鮮民主人民共和国による我が国の国民の拉致は、国家の主権と国民の安全の問題である。被害者の家族は今では年老いており、数名が近年亡くなっている。朝鮮民主人民共和国は、この点ですべての日本人に関して徹底した調査をすると約束した。この誓約を即座に実施するよう要請する)、朝鮮民主人民共和国(日本の申し立てを拒否し、いわゆる拉致問題は解決されたことを述べる)、米国、ロシア連邦、メキシコ、クロアチア、中国、インド、モロッコ

Ms. Quintana の回答

Mr. Hazan の回答

移動者の権利

Felipe Gonzalez Morales 移動者の人権に関する特別報告者

コメントと質問: ルクセンブルグ、カタール、メキシコ、フィリピン、バングラデシュ、ロシア連邦、コロンビア、ハンガリー、ギリシャ、チリ、ブラジル、ポーランド、エジプト、マレーシア、キューバ、キプロス、スイス、イラン、米国、中国、モロッコ、エリトリア、ヴェネズエラ、アルジェリア、エチオピア、エルサルヴァドル、欧州連合、マルタ騎士団

Mr. Morales の回答

Can Unver すべての移動者とその家族の権利保護に関する委員会議長

コメントと質問: 欧州連合、バングラデシュ、トルコ、アラブ首長国連邦

Ma. Unver の回答

教育への権利

Koumbou Boly Barry 教育への権利に関する特別報告者

コメントと質問: カメルーン、ルクセンブルグ、メキシコ、欧州連合、マルタ、米国、ロシア連邦、シリア、レバノン、カタール、ポルトガル、アルジェリア、ジョージア、勧告、アイルランド、インド、エルサルヴァドル、中国、モロッコ、英国、ハンガリー

Ms. Boly Barry の回答

10月19日(火)午後 第20回会議

議事項目 74(a, b, c, d)(継続)

意見交換対話(継続)

宗教と信念の自由

Ahmed Shaheed 宗教と信念の自由に関する特別報告者

質問とコメント: 米国、英国、ロシア連邦、オーストラリア、イラン、コロンビア、オーストリア、サウジアラビア、パキスタン、ハンガリー、イタリア、オランダ、デンマーク、イスラエル、フランス、マルタ、ブラジル、インドネシア、インド、ポーランド、中国、モロッコ、アルジェリア、欧州連合、マルタ騎士団

Mrs. Shaheed の回答

プライバシーへの権利

Ana Brian Nougères プライヴァシーの権利に関する特別報告者

質問とコメント: スイス、パキスタン、米国、エジプト、クロアチア、ロシア連邦、フラジル、ドイツ、リヒテンシュタイン、メキシコ、オーストリア、マルタ、英国、中国、インド、欧州連合

Ms. Nougères の回答

9月20日(水)午前・午後 第21回・22回会議

議事項目 74(a, b, c, d)(継続)

意見交換対話(継続)

極度の貧困

Olivier De Schutter 極度の貧困と人権に関する特別報告者

質問とコメント: ルクセンブルグ、カメルーン、ロシア連邦、コート・ド'ivoワール、中国、フランス、アルジェリア、モロッコ、欧州連合

Mr. De Schutter の回答

精神衛生

Tlaleng Mofokeng 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利に関する特別報告者

コメントと質問: エジプト、カタール、中国、アルジェリア、ブラジル、ロシア連邦、キューバ、オーストリア、モロッコ、ウクライナ、ルクセンブルグ

Ms. Mofokeng の回答

安全な飲用水、下水道

Pedro Arrojo-Agudo 安全な飲用水と下水道への人権に関する特別報告者

質問とコメント: エジプト、シリア、欧州連合、ロシア連邦、ウクライナ、アルジェリア、トルコ、スロヴェニア、ドイツ、中国、スペイン、エチオピア、モロッコ、アルメニア

Mr. Arrojo-Agudo の回答

人権と環境

David R. Boyd 人権と環境に関する特別報告者

質問とコメント: ルクセンブルグ、中国、エリトリア、ウクライナ、ブラジル、ロシア連邦、ドイツ、スイス、メキシコ、モルディヴ、米国、スロヴェニア、アルジェリア、フランス、イタリア、キューバ、欧州連合

Mr. Boyd の回答

有害物質、廃棄物

Arcos A. Orellana 環境的に健全な管理と有害物質と廃棄物の処分の人権に対する意味合いに関する特別報告者

質問とコメント: ロシア連邦、ポルトガル、欧州連合、シリア、中国(日本の福島第一核施設の汚染水

の海への放出とその相談も透明性もないプロセスの促進の無責任な決定に懸念を表明する)、日本(放出される水は、規制の基準に従っており、汚染水または有毒水と解釈できず、我が国は透明性のあるやり方で情報を国際社会に提供する)

Mr. Orellana の回答: 中国と日本の問題はプラスチックとは関係ないので延期する。

10月21日(木)午前・午後 第23回・24回会議

議事項目 74(a, b, c, d)(継続)

意見交換対話(継続)

障害者

Rosemary Kayess 障害者の権利に関する委員会議長

質問とコメント: オーストラリア、米国、マルタ騎士団、エチオピア、イラン、スイス、フランス、ポーランド、カタール、英国、モロッコ、タイ、欧州連合

Ms. Kayess の回答

Gerard Quinn 障害者の権利に関する特別報告者

質問とコメント: 韓国、英国、カナダ、ニュージーランド、メキシコ、カタール、コロンビア、アルジェリア、クロアチア、フィリピン、イスラエル、ハンガリー、欧州連合、アイルランド、米国、エルサルヴァドル、フィジー、コートジボワール、中国、フィンランド、ポーランド

Mr. Quinn の回答

ハンセン氏病患者

Alice Cruz ハンセン氏病患者とその家族に対する差別の撤廃に関する特別報告者

質問とコメント: 欧州連合、ポルトガル、日本(廃止されなければならない差別法として、ハンセン氏病患者の孤立を強調する)、アラブ首長国連邦

Ms. Cruz の回答

マイノリティの問題

Fernand De Varennes マイノリティの問題に関する特別報告者

質問とコメント: フランス、米国、キューバ、クウェート、パキスタン、シリア、マダガスカル、朝鮮民主主義人民共和国、ベラルーシ、ガーナ、イラン、カンボディア、中国、ロシア連邦、オーストリア、モルディヴ、タジキスタン、エリトリア、リヒテンシュタイン、スリランカ、ハンガリー、インドネシア、ヴァヌアトゥ、エチオピア、モロッコ、カザフスタン、ウズベキスタン、ニカラグア、インド、日本、グレナダ、ブルンディ、欧州連合

Mr. De Varennes の回答

文化的権利

Karima Bennoune 文化的権利の分野での特別報告者

質問とコメント: 米国、欧州連合、キューバ、エジプト、ロシア連邦、ウクライナ、モロッコ、カメルーン、カタール、キプロス、アルジェリア

Ms. Bennoune の回答

10月22日(金)午前・午後 第25回・26回会議

議事項目 74(a, b, c, d)(継続)

意見交換対話(継続)

民主的で公正な国際秩序

Livingstone Sewanyana 民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家

質問とコメント: キューバ、中国、ロシア連邦、アゼルバイジャン、ヴェネズエラ

Mr. Sewanyana の回答

外国の負債、国際金融責務

Attiya Waris 国家の外国の負債とその他の関連する国際金融責務がすべての人権の完全享受に与える影響に関する独立専門家

コメントと質問: キューバ、フィジー

Ms. Waris の回答

白皮症の人々

Muluka-Anne Miti-Drummond 白皮症の人々による人権の享受に関する独立専門家

質問とコメント: 欧州連合、マラウイ、タンザニア連合共和国、アゼルバイジャン

Ms. Miti-Drummond の回答

ミャンマーのロヒンギャ・ムスリム及びその他のマイノリティの人権

Christine Schraner Burgener ミャンマーに関する事務総長特使

コメントと質問: ミャンマー、バングラデシュ、スイス、オーストラリア、インドネシア、リヒテンシュタイン、ドイツ、英国、デンマーク、トルコ、マレーシア、タイ、ロシア連邦、米国、欧州連合

Ms. Schraner Burgener の回答

Thomas H. Andrews ミャンマーの人権状況に関する特別報告者

コメントと質問: ミャンマー、英国、米国、ヴェネズエラ、バングラデシュ、メキシコ、アイルランド、韓国、ルクセンブルグ、オーストラリア、タイ、フランス、トルコ、マレーシア、ベラルーシ(非同盟運動を代表)、ノルウェー、カナダ、チェコ共和国、中国、欧州連合

Mr. Andrews の回答

朝鮮民主人民共和国

Tomas Ojea Quintana 朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する特別報告者

質問とコメント: ロシア連邦、ニカラグア、キューバ、イラン、エリトリア、中国、英国、ノルウェー、韓国、日本(離別した家族の再統合を促進し、朝鮮民主人民共和国で暮らしている人々の生計を改善するよう国際社会に勧める)、ジンバブエ、ベラルーシ、シリア、ヴェトナム、ヴェネズエラ、米国、カメルーン、チェコ共和国、ラオ人民民主主義共和国、欧州連合

Mr. Wuintana の回答

ブルンディ

Doudou Diene ブルンディに関する調査委員会議長

質問とコメント: ブルンディ、米国、欧州連合、ヴェネズエラ、キューバ、ロシア連邦、中国、シリア、カメルーン、ニカラグア、モロッコ、赤道ギニア、ベラルーシ、英国、ナイジェリア、オランダ、ウガンダ、エリトリア、朝鮮民主人民共和国、イラン

Mr. Diene の回答

10月25日(月)午前・午後 第27回・28回会議

議事項目 74(a, b, c, d)(継続)

意見交換対話(継続)

ベラルーシの人権

Anais Marin ベラルーシの人権状況に関する特別報告者

コメントと質問: 欧州連合、米国、日本(ベラルーシからのオリンピック選手が自分の意見を表明したため、ベラルーシ政府によって強制的に帰国させられた事件があった)、リトアニア、ポーランド、ウクライナ、ラトヴィア、ルクセンブルグ、英国、チェコ共和国、オーストリア、スイス、アイルランド、ドイツ

Ms. Marin の回答

イラン

Javaid Rehman イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者

質問とコメント: イラン、ロシア連邦、シリア、ヴェネズエラ、ニカラグア、米国、カナダ、フランス、スイス、日本(その領土にアフガン難民を受け入れているイランの努力を賞賛する)、欧州連合、英国、パキスタン、朝鮮民主人民共和国、イスラエル、ドイツ、チェコ共和国、ノルウェー、ジンバブエ、中国、オーストラリア、ベラルーシ、エリトリア

Mr. Rehman の回答

シリア

Paolo Sergio Pinheiro シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会議長

質問とコメント: シリア、ロシア連邦、キューバ、ヴェネズエラ、欧州連合、クロアチア、ニカラグア、ベラルーシ、マルタ、米国、英国、スイス、フランス、朝鮮民主人民共和国、オランダ、キプロス、中国、イラン、エリトリア、トルコ、アルジェリア

Mar. Pinheiro の回答

パレスチナ領土

Michael Lynk 1967年以來被占領のパレスチナ領土の人権状況に関する特別報告者

質問とコメント: パレスチナ国、ロシア連邦、キューバ、ヴェネズエラ、シリア、カタール、朝鮮民主人民共和国、英国、エジプト、マレーシア、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、イラン、アイルランド、ノルウェー、サウディアラビア、中国、インドネシア、欧州連合、マルタ騎士団

Mr. Lynk 回答

ソマリア

Isha Dyfan ソマリアの人権状況に関する独立専門家

質問とコメント: ソマリア、デンマーク、英国、米国、欧州連合、中国

Ms. Dyfan の回答

エリトリア

Mohamed Abdelsalam Babiker エリトリアの人権状況に関する特別報告者

質問とコメント: エリトリア、キューバ、ロシア連邦、エジプト、英国、スイス、欧州連合、米国、朝鮮民主主義人民共和国、ヴェネズエラ、ジンバブエ、ベラルーシ、パキスタン、シリア、米国、ナイジェリア、カメルーン、ニカラグア、アルジェリア、エチオピア、ガーナ、イラン

10月26日(火)午前・午後 第29回・30回会議

議事項目 74(a, b, c, d)(継続)

意見交換対話(継続)

真実・正義・補償・再発防止の保証

Fabian Salvioli 真実・正義・補償・再発防止の保証に関する特別報告者

質問とコメント: 欧州連合、米国、ロシア連邦、中国、スイス、韓国、アルゼンチン、日本

Mr. Savioli の回答

性的指向と性自認に基づく差別

Victor Madrigal-Borloz 性的指向と性自認に基づく暴力と差別からの保護に関する独立専門家

コメントと質問: イタリア、スペイン、チリ、米国、カナダ、日本(LGBITの人々に対する暴力をなくすことに良好なインパクトを与えてきた各国政府と市民社会と民間セクター及びその他の間のパートナーシップの例を尋ねる)、英国、アイスランド、アルゼンチン、アイルランド、ルクセンブルグ、メキシコ、マルタ、ポーランド、フランス、チェコ共和国、アルバニア、ドイツ、オランダ、オーストリア(諸国グループを代表)、タイ、ベルギー、欧州連合

Mr. Madrigal-Borloz の回答

司法外・即決・恣意的刑の執行

Morris Tidball-Binz 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者

質問とコメント: 米国、英国、欧州連合、パキスタン、インド、エジプト、ロシア連邦、アルメニア、リヒテンシュタイン、スイス、スウェーデン(北欧・バルチック諸国を代表)、コートイヴォワール、モロッコ、アゼルバイジャン

Mr. Tidball-Binz の回答

適切な住居

Balakrishnan Rajagopal 適切な水準の生活への権利の構成要素としての適切な住居に関する特別報告者

質問とコメント: 欧州連合、アルジェリア、中国、ロシア連邦、シリア、インド、モロッコ

Mr. Rajagopal の回答

食料への権利

Micjael Fakhri 食料への権利に関する特別報告者

質問とコメント: 欧州連合、キューバ、ロシア連邦、シリア、マレーシア、カメルーン、モロッコ、中国、アルジェリア、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、アイルランド

Mr. Fakhri の回答

国際連帯

Obiora C. Okafor 人権と国際連帯に関する独立専門家

質問とコメント: ロシア連邦、キューバ、アゼルバイジャン、ヴェネズエラ、中国

Mr. Okafor の回答

10月27日(水)午前・午後 第31回・32回会議

議事項目 74(a, b, c, d)(継続)

意見交換対話(継続)

国内避難民

Cecilia Jimenez-Damary 国内避難民の人権に関する特別報告者

質問とコメント: 欧州連合、米国、マルタ騎士団、ロシア連邦、シリア、ジョージア、メキシコ、オーストリア、スイス、アルメニア、キプロス、マリ、ブルキナファソ、コートイヴォワール、モロッコ、ノルウェー

Ms. Jimenez-Damary の回答

人身取引

Siobhan Mullally 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者

質問とコメント: 米国、欧州連合、フィリピン、メキシコ、リヒテンシュタイン、カタール、ロシア連邦、スイス、ルクセンブルグ、ギリシャ、アイルランド、シリア、フランス、ベラルーシ、コートイヴォワール、バーレーン、ドミニカ共和国、中国、マルタ騎士団

Ma. Mullallu の回答

現代の形態の奴隷制度

小保方智也現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者

質問とコメント: リヒテンシュタイン、欧州連合、英国、中国、ロシア連邦

小保方氏の回答

議事項目 72: 人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容の撤廃

意見交換対話

国連人権高等弁務官事務所

Ilze Brands Kehris 人権事務総長補・国連人権高等弁務官ニューヨーク事務所長

質問とコメント: 米国、キューバ、中国、イラン、アルジェリア、ベラルーシ、コートイヴォワール、英国、インドネシア、インド、アルジェリア、ラトヴィア、エジプト、モロッコ

Ms. Brands Kehris の回答

アフリカ系の人々

Domique Day アフリカ系の人々に関する専門家作業部会議長

質問とコメント: 米国、メキシコ、カメーン、ブラジル、欧州連合、中国、アルジェリア、日本、モロッコ

Ms. Day の回答

ダーバン宣言と行動計画

Marie Chantal Rwakazins 「ダーバン宣言と行動計画」の効果的实施に関する政府間作業部会議長

質問とコメント: ロシア連邦、シリア、中国、アルジェリア、モロッコ

Ms. Rwakazina の回答

現代の形態の人種主義・人種差別・排外主義

E. Tendayi Achiume 現代の形態の人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容に関する特別報告者

質問とコメント: エジプト、米国、ポルトガル、英国、ヴェネズエラ、アゼルバイジャン、ロシア連邦、カナダ、メキシコ、ルーマニア、パキスタン、マレーシア、キューバ、中国、アルメニア、インド、アルジェリア、モロッコ、欧州連合

Ms. Achiume の回答

10月28日(木)午前 第33回会議

議事項目 72(a,b)(継続)

意見交換対話(継続)

人種差別

Yanduan Li 人種差別撤廃委員会議長

質問とコメント: ドイツ、イタリア、メキシコ、米国、ロシア連邦、中国、ヴェネズエラ、フランス、イラン、アルジェリア、フィジー、欧州連合

Ms. Li の回答

議事項目 73: 民族自決権

意見交換対話

傭兵の使用、民族自決権

Jelena Aparac 民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業部会議長・報告者

質問とコメント: 欧州連合、ヴェネズエラ、コロンビア、モロッコ、アルジェリア、ロシア連邦、アルメニア、キューバ

Ms. Aparac の回答

10月29日(金)午前・午後 第34回・35回会議

議事項目 65(国連難民高等弁務官報告書、難民・帰還民・強制移動させられた人々・人道問題)

意見交換対話

国連難民高等弁務官事務所

Filippo Grandi 難民高等弁務官

質問とコメント: モロッコ、エジプト、パキスタン、レバノン、ロシア連邦、フィンランド、イタリア、シリア、ヴェネズエラ、米国、メキシコ、エチオピア、カタール、スイス、アゼルバイジャン、タイ、ルーマニア、ジョージア、マレーシア、中国、フランス、韓国、キプロス、コートジボワール、ギリシャ、インド、カナダ、マリ、イラン、バングラデシュ、アルジェリア、モロッコ、欧州連合、マルタ騎士団

Mr. Grandi の回答

議事項目 69: 人権理事会報告書

意見交換対話

人権理事会報告書

Nazhay Shameem Khan 人権理事会議長

質問とコメント: 英国、エルサルヴァドル、エチオピア、シリア、ロシア連邦、サウジアラビア、ギリシャ、韓国、ブルガリア、フィンランド、フランス、ポルトガル、オーストラリア、キューバ、メキシコ、イラン、エジプト、モロッコ、ポルトガル、オーストラリア、キューバ、中国、メキシコ、イラン、エジプト、モロッコ、ポルトガル、イエーメン、欧州連合、マルタ騎士団

Ms. Shameem Khan

11月5日(金)午前 第36回会議

決議の採択

1. 白皮症の人々(A/C.3/76/L.8)

主提案国: タンザニア連合共和国

共同提案国: マラウイ

コンセンサスで決議を採択

2. 社会開発における協同組合(A/C.3/76/L.16)

主提案国: モンゴル

共同提案国: 中央アフリカ共和国

コンセンサスで決議を採択

3. 人権理事会報告書 A/C.3/76/L.62)---PBI なし

主提案国: ナイジェリア(アフリカ・グループを代表)

票決前ステートメント: イスラエル、スロヴェニア

賛成 107 票、反対 2 票(ベラルーシ、イスラエル)、棄権 59 票で決議を採択。

票決後ステートメント: スリランカ、リヒテンシュタイン(7 か国を代表)、シリア、米国、ベラルー

シ、エリトリア、イラン

4. 民族自決権へのパレスチナ人の権利(A/C.3/76/L.46)

主提案国: エジプト

共同提案国: ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、チリ、コスタリカ、朝鮮民主人民共和国、エクアドル、ケニア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

票決前ステートメント: イスラエル

賛成 158 票、反対 6 票(イスラエル、マーシャル諸島、ミクロネシア、ナウル、パラオ、米国)、棄権 10 票(オーストラリア、カメルーン、ホンデュラス、キリバティ、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島、トーゴ、トンガ)で決議を採択

票決後ステートメント: アルゼンチン、イラン

5. 南西アジアとアラブ地域の国連人権訓練文書化センター(A/C.3/76/L.35)---PBI なし

主提案国: カタール

賛成 76 票、反対 1 票(シリア)、棄権 1 票(イラン)で決議を採択。

6. 宗教または信念の自由(A/C.3/76/L.36)

主提案国: スロヴェニア

共同提案国: オーストリア、ベルギー、ブルガリア、コーティヴォワール、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン

コンセンサスで決議を採択

7. 宗教または信念に基づく不寛容、否定的固定観念づけ、汚名、差別、暴力のそそのかし、対人暴力と闘う(A/C.3/76/L.48)

主提案国: エジプト(イスラム協力機構を代表)

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国

8. 国連ヴォランティア計画 50 周年と「国際ヴォランティア年」の 20 周年(A/C.3/76/L.15/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ブラジル

共同提案国: アルメニア、ブルガリア、カナダ、中央アフリカ共和国、チリ、コーティヴォワール、チェキア、エクアドル、赤道ギニア、フィジー、ドイツ、ホンデュラス、ハンガリー、イスラエル、イタリア、日本、カザフスタン、ケニア、モナコ、モンゴル、パナマ、ロシア連邦、シンガポール、スロヴェニア、スペイン、タイ

一般コメント: 日本(2021 年は、国連ヴォランティア計画の 50 周年、「国際ヴォランティア年」の 20 周年になる。日本は 1997 年に、総会に国際年を提案したことを想起する。この考えはもともと 1993 年にカンボディアで勤務中に凶弾で倒れた国連ヴォランティアの故中田厚仁氏の父親である中田武仁から出たものであった。不平等、貧困、飢餓、気候変動、流行病という世界的課題に取り組む際に、ヴォラ

ンティア精神はこれまで以上に必要とされる。この決議に参加を要請する)

コンセンサスで決議を採択

9. 第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議(A/C.3/76/L.2)

提案者: 経済社会理事会

コンセンサスで決議を採択

10. 更生と再統合を通じた再犯の減少(A/C.3/76/L.3)

提案者: 経済社会理事会

コンセンサスで決議を採択

11. 青少年犯罪穂防止刑事司法戦略にスポーツを統合する(A/C.3/76/L.4)

提案者: 経済社会理事会

コンセンサスで決議を採択

12. コロナウィス病(COVID-19)中及びその後の刑事司法制度の強化(A/C.3/76/L.5)

提案者: 経済社会理事会

コンセンサスで決議を採択

11月9日(火)午後 第37回会議

決議の採択(継続)

13. 農山漁村地域の女性と女兒の状況の改善(A/C.3/76/L.24)---PBI なし

主提案国: モンゴル

共同提案国: コロンビア、フィリピン

一般コメント: 米国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: バーレーン、カナダ、イラン

決議内容

総会は、

2001年12月19日の決議56/129、2003年12月22日の決議58/146、2005年12月16日の決議60/138、2007年12月18日の決議62/136、2009年12月18日の決議64/140、2011年12月19日の決議66/129、2013年12月18日の決議68/139、2015年12月17日の決議70/132、2017年12月19日の決議72/148、2019年12月18日の決議74/126を想起し、

すべての人権と基本的自由を推進し保護するすべての国々の責務と女性と女兒に対する差別を含めたあらゆる形態の差別が「国連憲章」、「世界人権宣言」、「市民的・政治的権利国際規約」、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」及びその他の人権条約に反することを再確認し、

関連国際会議とサミット、特に第4回世界女性会議で採択された「北京宣言と行動綱領」、「女性2000年: 21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会成果文書及び先住民族世界会議として知られる総会本会議の成果文書に含まれているジェンダー平等と農山漁村地域の者を含めたすべての女性と女兒のエンパワーメントに対してなされた公約も再確認し、「開発の権利に関する国連

宣言」のようなその他の文書を適宜想起し、

「我々の世界を変革する：持続可能な開発 2030 アジェンダ」と題する 2015 年後の開発アジェンダの採択のための国連サミットの成果文書と「開発のための資金調達第 3 回国際会議のアディスアベバ行動アジェンダ」をさらに再確認し、

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」が誰も取り残さないことを保障するために、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成する必要性に対処していること及び「2030 アジェンダ」の実施にジェンダーの視点の組織的な主流化が極めて重要であることを想起し、

完全な人間の可能性と持続可能な開発の達成は、もし人間の半数がその完全な人権と機会を否定され続けるならば可能ではないことを認め、

女性の経済的エンパワーメントに関する事務総長の高官パネルに留意し

CSW62 の合意結論とその優先テーマ「ジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワーメントを達成する際の課題と機会」を想起し、

ジェンダー平等と特に農山漁村地域の女性と女児のエンパワーメントの達成に関する進歩が、男女間の歴史的で構造的な力関係の根強さ、女性と女児の能力を制限する貧困と資源と機会にアクセスする際の不平等と不利な条件、機会均等の増加する格差、差別的な法律、政策、社会規範、態度、有害な慣習的な現代の慣行及びジェンダー固定観念のために妨げられてきたことを認め、

農山漁村地域を含め、女性と女児に対する差別と暴力が世界のあらゆる部分で継続して起きており、女性と女児が直面している重複し重なり合う形態の差別を含めたあらゆる形態の暴力と差別が生活のあらゆる側面で男性と男児との平等なパートナーとしてのその完全な可能性の発達に対する障害であり、「持続可能な開発目標」の達成にとっての障害であることに深い懸念を表明し、

女性は全世界で生産される食料の 50%以上に貢献しているが、女性は世界の飢餓者の 70%を占めており、女性と女児は、一つにはジェンダー不平等と差別の結果として、飢餓、食料の不安定、貧困によって不相応に悪影響を受けていることにも深い懸念を表明し、

多くの農山漁村女性が、経済資源と機会への限られたアクセス、または質の高い教育、保健ケア・サービス、司法、土地、持続可能で時間と労働の制約型のインフラと技術、上下水道及びその他の資源並びに貸し付けと改良サービスと農業インプットへのアクセスの欠如のために継続して経済的・社会的に不利な立場に置かれていることに懸念を表明し、企画と意思決定からのその排除と無償のケア労働と家事労働の不相応な割合についても懸念を表明し、

農村漁村女性の貧困は、経済機会と自治の不在と経済・生産資源、質の高い教育、支援サービスの欠如と意思決定プロセスへの女性の参画の欠如に直接関連していることを強調し、農山漁村女性の貧困とエンパワーメントの欠如並びに社会的・経済的政策からの排除がその社会的・経済的開発並びに「持続可能な開発目標」の達成を妨げることもある暴力の高い危険にさらすこともあることを認め、

質の高い教育を提供する際の進歩にもかかわらず、農山漁村女児は未だに農山漁村男児よりも教育から排除されさせたままである可能性がより高く、教育への女児の平等な享受に対するジェンダーに特化した障害の中に、貧困の女性化、女児が行う子ども労働、子ども結婚、早期・強制結婚、女性性器切除、早期の繰り返される妊娠、ジェンダーに基づく暴力を含めたあらゆる形態の暴力、技術が仲介する環境での学校の行きかえりの虐待とハラスメント、月経衛生管理を含めた安全で適切な下水施設の欠如、女児が行う不相応な割合の無償のケア労働と家事労働及びジェンダー固定観念と家族と地域社会が男児の教育よりも女児の教育にあまり価値を置かず、両親が女児を学校に通わない決定に影響を及ぼすかも知

れない否定的な社会規範があることを認め、

土地及びその他の天然資源へのアクセスと管理に関する継続中の格差に対処する手助けをするために、実施の主要な指導原則の一つとしてジェンダー平等を包摂し、世界食糧の安全保障委員会によって支持される「国内の食糧の安全保障の状況での土地・漁業・森林の保有の責任あるガバナンスに関する任意のガイドライン」と「農業と食料制度への責任ある投資のための原則」も認め、

気候変動が貧困根絶と「持続可能な開発目標」の達成に対して課題となり、食糧の安全保障を脅かし、飢饉の危険を高め、農山漁村女性とその家族の健康と福利に否定的なインパクトを与え、特に開発途上国の農山漁村女性と女兒が砂漠化、森林伐採、砂嵐と埃嵐、自然災害、根強い干ばつ、極端な天候現象、海面の上昇、沿岸の侵食、海洋の酸化のインパクトの不相応な悪影響を受け、しばしば気候変動に適合する能力が限られていることを深く懸念し、

農村漁村地域の女性と女兒が多面的な貧困と社会的ケアと保護サービス及び適宜、雇用機会へのアクセスの欠如並びに否定的な社会規範のために暴力に対して特に脆弱であるかもしれないことを認め、

1. 事務総長の報告書に留意すること。

2. 適宜、国連システムの諸団体や市民社会との協働で、その見直しを含めた関連国連会議とサミットの成果を実施し、その統合され、調整されたフォローアップを保障し、特に以下によって、国内・地域・世界の開発戦略で農山漁村女性と女兒の状況の改善をさらに重要視するよう加盟国に要請する：

(a)彼女たちの状況を改善するための機能的環境を醸成し、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施を目的とする、存在する場合には、貧困削減戦略文書を含め、開発政策とプログラムと貧困根絶戦略を含め、強化された協力とジェンダーの視点を通じたジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメント及びマクロ経済政策の開発、実施及びフォローアップへのすべての女性の完全で平等な参画のみならず、そのニーズ、優先事項、及び貢献に組織的な注意を保障すること。

(b)女性の経済資源への平等なアクセスに対する構造的障害をなくし、同輩学習、経験の分かち合い、農山漁村地域での能力開発を拡大する国内金融包摂戦略とジェンダー対応戦略の採択と追及を考慮するよう加盟国を奨励すること。

(c)農山漁村女性を含めたすべての女性の人権と基本的自由の実現と成就を推進する際に市民社会の重要な役割を支援すること。

(d)ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワーメントを推進する財政政策とジェンダーに対応した予算編成の立案、実施及び追求の手段を取ること。

(e)農山漁村女性の政治的・社会経済的エンパワーメントを追求し、適宜、積極的優遇措置を通して、投票し、選挙で選ばれる権利と表現の自由、平和的集会と結社の自由を推進し、保護することにより、自給自足の小自作農の女性農業者が会員である女性の農業者団体、労働組合、協同組合または農業女性の権利を推進している市民社会団体への支援を通して、あらゆるレベルの意思決定への完全で平等な参画を支援すること。

(f)その団体やネットワークを通して、先住民族、障害者、高齢女性を含め、農山漁村女性と適宜女兒との相談とジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び農山漁村開発のためのプログラムと戦略の立案、開発、実施への参画を推進すること。

(g)農山漁村女性と女兒の視点が考慮に入れられ、農山漁村女性が、紛争防止、紛争後の状況の緩和、平和の仲介、気候変動のインパクトと自然災害を含めた緊急事態、人道援助、平和構築と紛争後の復興に関連した政策と活動の立案、実施、フォローアップ及び評価に完全に意味があるように平等に参画す

ることを保障し、この点で農山漁村女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力と差別を撤廃する適切な措置を取ること。

(h)欠けている場合には、予算計画を含めた開発政策、計画、プログラムの立案、実施、評価とフォローアップにジェンダーの視点を統合し、関連省庁、ジェンダー政策策定者、ジェンダー機構及びその他のジェンダーの専門知識を有する政府関連団体と機関の間の調整を保障し、あらゆる領域で採択される政策とプログラムから利益を受け、貧困の中で暮らしている農山漁村女性の不相応な数が減少することを保障するために、農山漁村女性と女兒のニーズにますます注意を払うこと。

(i)意思決定プロセスと天然資源のガバナンスにジェンダーの視点を主流化し、天然資源の持続可能な利用を管理する際に女性の参画と影響力を強化し、天然資源の管理とガバナンスにおいてジェンダー問題をよりよく理解し対処するために、各国政府、市民社会及び開発パートナーの能力を高めること。

(j)全生涯を通して農山漁村女性と女兒、特に脆弱な状況にある者の保健ニーズに応える効果的で、インパクトの強い、質を保障された、人々を中心とした、ジェンダーと障害に対応した、証拠に基づいた介入を実施すること。

(k)農山漁村女性の特別な保健・栄養・基本ニーズに対処することにより、妊産婦保健を含め、女性の健康を改善するための資源の創出を含めた措置を強化し、出産前・出産後の保健ケア、緊急産科ケア、家族計画、情報及び教育を含めた質の高い、料金が手ごろな、普遍的にアクセスできるプライマリー・ヘルスケアと支援サービスのみならず、農山漁村地域のあらゆる年齢の女性のための到達できる最高の水準の身体的・精神的健康へのアクセスを高め、提供する具体的措置を取り、有害な慣行の撤廃と HIV を含めた性感染症の予防、治療及びケアのための知識、意識、支援を強化し、「国際人口開発会議行動計画」、「北京行動綱領」及びこれらの見直し会議の成果文書に従って性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセスを保障すること。

(l)アクセスできる情報、社会的なケアサービス及びインフラを提供することにより、農山漁村地域での HIV のような感染症の予防、治療、ケアを強化すること。

(m)女性と女兒の不相応な無償のケア労働と家事労働の割合、並びに農場と農場外の生産への貢献が、公共サービス、インフラ及び社会保護政策の提供と家庭と家族内の責任の共有の推進を通して、無償のケア労働と家事労働を完全に認め評価することを含めて認められることを保障し、上下水道、再生可能なエネルギー、輸送と ICT のようなインフラ、技術、公共サービスを通して、並びに農山漁村地域でのアクセスでき、料金が手ごろで、質の高い育児とケア施設の必要性に対処して、そのような無償労働を減らし、公正に配分する目的で、男女間の責任の平等な共有を支援する国内的に適切な政策とイニシアティブを推進する適切な措置を取ること。

(n)農山漁村地域の保健施設への投資を規模拡大し、農山漁村女性と女兒の保健と栄養を改善するために月経衛生管理の提供を含め安全な飲用水と下水道、安全な料理と暖房慣行へのアクセス改善することにより、持続可能な、ジェンダーに配慮した、質の高い、信頼できる強靱なインフラを推進すること。

(o)農山漁村女性とその家族の食料の安全保障と栄養に関連するニーズを含め、その基本的ニーズに応え、彼女たちのための適切な水準の生活並びに仕事のためのディーセントな条件、エネルギーと輸送、科学技術、地方のサービス、能力開発と人的資源開発措置、及び安全で信頼できる水の供給と下水道、栄養プログラム、料金が手ごろな住居プログラム、教育と識字プログラム、社会支援措置及び心理社会的側面と支援サービスを含めた HIV の防止・治療・ケアを含めた保健ケアのような重要な農山漁

村インフラの改善された利用可能性、アクセス、利用を通じた地方・地域・世界市場への改善されたアクセスを改善する努力に投資し、強化すること。

(p)ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを達成する際の戦略的パートナーであり、同盟者として、地域社会の指導者を含め、男性と男児に完全に関わること及び女性と女児が男性と男児に従属するものとみなされる態度と闘うために活動することにより、彼女たちに対するあらゆる形態の差別と暴力を撤廃すること。

(q)農山漁村女性と女児に対する暴力を防止し、対応し、農山漁村女性と女児に対する暴力の加害者を捜査し、訴追し、罰し、刑事責任免除をなくし、心理的支援とリハビリへのアクセスを提供することにより、その完全な回復と社会への再統合を支援するためにすべての被害者とサヴァイヴァーに包括的な社会サービス・保健サービス・法律サービスへの平等なアクセスのみならず、保護を提供する多部門的で調整された取り組みを通して公的スペースと私的スペースでの農山漁村女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を撤廃し、フェミサイドを含めたジェンダー関連の殺害と子ども結婚、早期・強制結婚や女性性器切除のような有害な慣行の暴力を受けずに暮らすすべての女性と女児の重要性と特に意識啓発活動を奨励することにより、強化された防止措置、調査及び強化された調整と監視と評価を通して女性と女児に対する暴力の構造的で底辺にある原因に対処することの重要性を念頭に置くこと。

(r)農山漁村と女児による人権と基本的自由の完全享受を推進し保護する国の政策と法的枠組みを立案し、実施し、ドメスティック・ヴァイオレンス、性暴力、ジェンダーに基づく暴力及び重複し重なり合う形態の差別を含めた差別を含め、その権利の侵害または乱用を大目に見ない環境を醸成すること。

(s)農山漁村地域の女性と女児のために安全な公共のスペースを推進し、公共の輸送制度とインフラを含め、その安全保障と安全性を改善し、仕事の行きかえりの女性に対する暴力とハラスメントを撤廃し、家庭の水や燃料を集めている間や家の外にある下水施設にアクセスする時または戸外の排泄を行う時、性暴力を含め、身体的に脅されたり攻撃されたりすることから女性と女児を保護すること。

(t)農山漁村地域の高齢女性の権利がその基本的な社会サービス、適切な社会保護と社会保障措置、経済資源への平等なアクセスと管理及び金融とインフラ・サービスへのアクセスを通じたエンパワーメントへのその平等なアクセスに関して、しばしば資源へのアクセスがほとんどなく、より脆弱である先住民族女性を含めた高齢女性への支援の提供に特に重点を置いて、考慮に入れられことを保障すること。

(u)食料の安全保障と栄養の基本的貢献として、現在と未来の世代のための伝統的な作物と生物多様性の保存と持続可能な利用における農山漁村地域の先住民族女性を含めた農山漁村女性の重要な役割と貢献を評価し、支援し、農山漁村女性が生物多様性の喪失と土地の悪化によって不相応な影響を受けており、従ってそのような問題に対処する努力に意味あるようにかかわるべきであることを認めること。

(v)生産的な雇用とディーセント・ワーク、経済金融資源と特に保健と教育に関連した障害者に配慮したインフラとサービスへの平等なアクセスを保障し、その優先事項とニーズが、特に意思決定プロセスへの参画を通して完全に組み入れられることを保障することにより、農山漁村地域の障害を持つ女性と女児の権利を推進すること。

(w)金融識字と消費者保護を含め、銀行業務と現代の貿易と金融手続きでの農山漁村女性の経済的スキルを推進するための特別支援プログラムと諮問サービスを開発し、農山漁村地域の多数の女性、特に一家の長である女性にその経済的エンパワーメントのために少額貸付及びその他の金融・事業サービスを提供すること。

(x)公共投資を提供し、農業におけるジェンダー格差を埋めるために農山漁村女性への民間投資を奨励し続けることにより、自給自足農業者を含め、女性起業家と女性小規模農業者支援し、彼女たちの改良サービスと金融サービス、農業インプットと土地、上下水道、灌漑、市場及び革新的技術へのアクセスを促進すること。

(y)国内レベルを含め、政府開発援助を通して、既存の貯蓄・貸付計画並びに女性の経済能力を高める資本、知識、ツールを提供する対象を絞ったプログラムへの女性のアクセスを高めるために資源を動員すること。

(z)農業部門・非農業部門でのディーセント・ワークへの農山漁村女性の平等なアクセスを保障し、改善することを求め、中小企業、持続可能な社会企業及び協同組合での機会を支援し、推進し、労働条件を改善すること。

(aa)家事活動の重荷を減らすことにより、女性と女兒に利益を与え、女兒が学校に通い、女性が自営業に関りまたは労働市場に参入する機会を与え、特に農山漁村地域で、持続可能なエネルギー、安全な飲用水と下水道とICTを含めたインフラと時間と労働節約型の技術に投資すること。

(bb)人身取引に対して農山漁村女性と女兒を脆弱にする要因を含め、人身取引の危険について農山漁村女性と女兒の間に一般の意識を高める適切な措置を取り、性的搾取と強制労働を含め、彼女たちに対するあらゆる形態の搾取を育てる需要をなくすこと。

(cc)労働条件を改善し、生産資源へのアクセスを高め、関連インフラ、公共サービス及び時間と労働節約型の技術に投資し、正規経済での農山漁村女性の有償雇用を推進し、農山漁村女性が直面する困難な条件に対処する構造的な底辺にある原因に対処する措置を含め、非正規セクターを含め、農山漁村女性の有償の非農業雇用を支援すること。

(dd)農山漁村女性とその事業と協同組合の能力とスキルを築き、農山漁村女性とその事業と協同組合が公共・民間セクターの調達プロセスから利益をうけることができるようにする調達政策と措置を立案し、開発し、実施する手段を取り、農山漁村女性の事業と協同組合の推進が農山漁村女性の経済的エンパワーメントに実体的に貢献できることを認めること。

(ee)農山漁村女性と男性が、仕事と家庭責任を両立させることができ、生涯を通して女性や女兒と平等に家事・育児・その他のケア責任を分かち合うよう奨励するためのプログラムとサービスを推進すること。

(ff)気候変動の緩和と適合に関するジェンダーに対応した戦略を含め、環境的要因に対する女性と女兒の脆弱性を減らし、特にその健康と福利の増進と持続可能な生計へのアクセス、特に砂漠化、森林伐採、砂嵐と埃嵐及び自然災害、根強い干ばつ、極端な天候現象、海面上昇、沿岸の侵食及び海洋の酸化及び生物多様性の喪失のような気候変動が農山漁村女性と女兒の生活に与えるインパクトに関連した戦略と政策に特に関連するは環境問題のあらゆるレベルの意思決定への女性の完全参画を保障するための適切な資源の提供を通して、気候変動の否定的影響に対応する女性と女兒の強靱性と適合能力を支援する戦略を開発し、採用し、その特別なニーズの自然災害の人的対応と災害危険削減政策、特に自然災害の余波での都会と農山漁村のインフラと土地利用企画と再定住と移転企画の企画、提供、実施、監視と持続可能な天然資源管理への統合を保障すること。

(gg)関連する先祖の、先住民族の、現代の技術的慣行と知識の適切な利用を推進し、改良サービス、情報、訓練へのアクセスを強化することにより、気候変動と環境悪化(特に森林伐採、砂漠化、農業の生物多様性の喪失)に対する農山漁村女性と女兒特に女性小規模農業者の強靱性を築くこと。

(hh)伝統的医薬、生物多様性、先住民族技術に関連する先住民族社会と地域社会の女性の知識、革新、慣行を保護するための国内法の採択を適宜検討すること。

(ii)女性の無償労働を公式の統計に含める努力を強化することを含め、進歩の測定を助け、誰も取り残されないことを保障するために、性別年齢別の質の高い、アクセスできる、時宜を得た、信頼できるデータと障害者に関する統計情報の欠如に対処し、政策とプログラムの決定を特徴づける農山漁村女性に関する組織的で比較できる調査基盤を開発すること。

(jj)農山漁村の女性と女兒の状況を改善するための政策と行動を支援し、そのような政策と行動の実施を監視し、追跡するために、性別・年齢別のデータととりわけ生活時間、無償労働、土地保有、エネルギー、上下水道に関するジェンダー統計を収集し、分析し、普及する国の統計局とその他の関連政府機関の能力を強化すること。

(kk)個人の権利の実現のために出生登録の重要性を念頭に置いて、農山漁村地域を含め、普遍的な出生登録を保証し、登録へのアクセスを妨げる物理的・行政的・手続き的及びその他の障害を除去し、欠けている場合には慣習的・宗教的婚姻の登録のためのメカニズムを提供することにより、農山漁村地域で暮らしている個人のすべての婚姻の時宜を得た登録を保障すること。

(ll)農山漁村女性が、経済資源と生産資源への平等な権利を通して、土地及びその他の財産を所有し、貸与する完全で平等な権利、土地及びその他の形態の財産、相続、天然資源、適切な新しい技術と銀行業務とマイクロ金融を含めた金融サービスにアクセスする完全で平等な権利を与えられていることを保障する法律を立案し、改正し、実施し、資本と情報へのアクセスを改善し、司法と法的支援への平等なアクセスを保障するために、行政改革と貸付、資本、金融、適切な技術及び職業訓練への男性と同じ権利を女性に与えるために必要な措置を取ること。

(mm)農山漁村女性に土地へのアクセスを提供し、学校に子どもたち、特に女兒を引き留めておく要因として、学校給食プログラムに貢献するために、自給自足農業を含め、女性の協同組合と農業プログラムを支援する法律とプログラムを採択または開発する適切な措置を取り、学校給食と持ち帰り食料が子どもたちを学校に引きつけ、引き留めることに留意し、学校給食が、特に女兒にとって就学を高め、怠業を減らす奨励策であることを認めること。

(nn)女子学生と教員を引き付け引き留め、女性と男性、女兒と男児を含めた地域社会を基盤とした対話を通して、彼らに影響を及ぼすジェンダー固定観念と差別的傾向を撤廃するために、農山漁村女性と女兒の特別なニーズを考慮する取り組みを通して、ジェンダーに配慮した教育制度を支援すること。

(oo)教育への権利の実現において、ジェンダー格差を撤廃し、包摂的な質の高い教育(職業・技術教育を含めた初等・中等・高等教育)並びに幼児教育への完全で平等な参画を保障し、農山漁村女性と女兒のための生涯学習機会と学校から妊娠した既婚の女兒を排除する差別的政策の撤廃を通じた女性の非識字の撤廃、質の高い教員訓練、農山漁村地域での教員、特に数が少ないところでの女性教員の募集と引き留めを推進し、万人のための安全で、非暴力的で、包摂的で、効果的な学習環境を提供し、教育または失業からディーセント・ワークへの効果的な移行を促進するジェンダーに配慮した教育施設を建設すること。

(pp)料金が手ごろで適切な技術とマス・メディアを通して農山漁村・農業女性の教育、訓練、関連情報プログラムを推進し、技術、農業、職業教育と訓練を通して農山漁村女性のスキル、生産性、雇用機会を改善する具体的措置を取ること。

3. 女性が家長を務める農山漁村家庭のための社会保護へのアクセスを推進するよう、加盟国、国連機

関及びその他のすべての関連ステイクホルダーを奨励する。

4. 女性農業者、漁業者、農業労働者のみならず、先住民族女性を含めた農山漁村女性の持続可能な農業と農山漁村開発への完全で平等な参画を推進するよう加盟国、適切な国連団体及びその他のすべての関連ステイクホルダーを奨励する。

5. プログラムと戦略で農山漁村女性と女兒のエンパワーメントとその特別なニーズに対処し支援するよう、国連システムの関連団体と機関、特に開発の問題に対処している機関に要請する。

6. 技術の分野での女性に関するジェンダー固定観念を撤廃する適切な教育的措置を取り、農山漁村女性が、ICTの領域にアクセスでき、完全に平等に参画することを保障する好事例を明らかにし、情報の積極的利用者としての農山漁村女性と女兒の優先事項とニーズに対処し、世界・地域・国内のICT戦略の開発と実施へのその参画を保障する必要性を強調する。

7. 関連国際団体と協力して開発され、実施されることになっているものを含め、農山漁村女性の状況の改善に重点を置いた政策を策定し、プログラムを立案する時に、女子差別撤廃委員会と経済的・社会的・文化的権利委員会への報告書に関して、これら委員会の最終見解と勧告を検討するよう加盟国に勧める。

8. 起業家訓練を通して、農山漁村女性の経済的エンパワーメントを推進し、予算の枠組みと関連する評価措置を含め、ジェンダーに対応した気候に配慮した農山漁村開発戦略と農業生産を採択し、農山漁村女性と女兒のニーズと優先事項が組織的に対処され、これらが貧困緩和、飢餓の根絶及び食料の安全保障と栄養に効果的に貢献できることを保障するよう各国政府に要請する。

9. 総会によって、決議 62/136 で公布されたように、10月15日の国際農山漁村女性の日を毎年継続して守るよう、各国政府、関連国際団体、専門機関及び市民社会団体に勧める。

10. 農山漁村地域の女性と女兒の状況の改善に関する報告書を第78回総会に提出するよう事務総長に要請する。

14. 人権を侵害し、民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の使用(A/C.3/76/L.42)

主提案国: キューバ

共同提案国: 不明

賛成 122 票、反対 51 票、棄権 6 票(コロンビア、リベリア、メキシコ、パラオ、スイス、トンガ)で決議を採択

採択後ステートメント: アルゼンチン

15. 「強制失踪からのすべての人々の保護のための国際条約」(A/C.3/76/L.34)---PBI なし

主提案国: アルゼンチン

共同提案国: アルメニア、オーストリア、ベルギー、中央アフリカ共和国、コスタリカ、コーディヴォワール、キプロス、チェキア、フランス、ドイツ、ホンデュラス、ハンガリー、イタリア、マルタ、モロッコ、ポルトガル、ルーマニア、スペイン、英国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国

16. 人権の分野での国際協力の強化(A/C.3/76/L.37)

主提案国: キューバ(非同盟運動を代表)

共同提案国: ロシア連邦
コンセンサスで決議を採択
採択後ステートメント: 米国

17. 人権条約機関の委員国の公正な地理的配分の推進(A/C.3/76/L.38)

主提案国: キューバ(非同盟運動を代表)
共同提案国: ロシア連邦
票決前ステートメント: 米国、スロヴェニア(欧州連合を代表)
賛成 126 票、反対 52 票、棄権 0 票で決議を採択
採択後ステートメント: ブラジル

18. 人権と一方的な強制措置(A/C.3/76/L.39)

主提案国: キューバ(非同盟運動を代表)
共同提案国: ロシア連邦
票決前ステートメント: 米国、ヴェネズエラ、アルメニア
賛成 124 票、反対 54 票、棄権 0 票で決議を採択
票決後ステートメント: チリ、イラン

19. 人権と文化的多様性(A/C.3/76/L.40)

主提案国: キューバ(非同盟運動を代表)
共同提案国: ロシア連邦
票決前ステートメント: 米国
賛成 126 票、反対 55 票、棄権 0 票で決議を採択

20. 開発への権利(A/C.3/76/L.41)

主提案国: キューバ(非同盟運動を代表)
票決前ステートメント: 米国
賛成 127 票、反対 25 票、棄権 28 票で決議を採択
採択後ステートメント: スロヴェニア(欧州連合を代表)、ブラジル

21. 国際協力とえこひいきなし、公平性、客観性の重要性の推進を通じた人権分野での国連行動を強化する(A/C.3/76/L.43)

主提案国: キューバ
共同提案国: 中央アフリカ共和国、朝鮮民主人民共和国、赤道ギニア、ラオ人民民主主義共和国、ニカラグア、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国
コンセンサスで決議を採択

22. 民主的で公正な国際秩序の推進(A/C.3/76/L.44)

主提案国: キューバ
票決前ステートメント: 米国
賛成 117 票、反対 54 票、棄権 9 票(アルメニア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、リベリア、メキシコ、ペルー、ウルグアイ)で決議を採択

23. 食料への権利(A/C.3/76/L.47)

主提案国: キューバ

共同提案国: アンティグア・バーブダ、中央アフリカ共和国、コスタリカ、コーティヴォワール、朝鮮民主主義人民共和国、赤道ギニア、ラオ人民民主主義共和国、ニカラグア、ポルトガル、カタール、ロシア連邦、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

票決前ステートメント: 米国

賛成 180 票、反対 2 票(イスラエル、米国)、棄権 0 票で決議を採択

答弁権行使: アゼルバイジャン、シリア、アルメニア

11月12日(金)午前 第38回会議

決議の採択(継続)

24. 社会的包摂を通して社会統合を推進する(A/C.3/76/L.13/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ペルー

共同提案国: アルゼンチン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、中央アフリカ共和国、チリ、コロンビア、コスタリカ、コーティヴォワール、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、赤道ギニア、グアテマラ、ハイティ、ホンデュラス、ルクセンブルグ、モルディヴ、メキシコ、モンゴル、パナマ、ポルトガル、サンマリノ、南アフリカ、スペイン、ウクライナ、英国、米国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: エジプト

25. 女性移動労働者に対する暴力(A/C.3/76/L.23/Rev.1)---PBI なし

主提案国: インドネシア

共同提案国: アンゴラ、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、中央アフリカ共和国、コロンビア、コスタリカ、コーティヴォワール、エクアドル、赤道ギニア、グアテマラ、ハイティ、ホンデュラス、レソト、メキシコ、パラグアイ、フィリピン

一般コメント: アルジェリア

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: エジプト、スロヴェニア(欧州連合を代表)、チリ、リビア、米国、ハンガリー、マレーシア、ホーリーシー

決議内容:

総会は、

女性移動労働者に対する暴力に関する以前のすべての決議と CSW、人権委員会及び犯罪防止刑事司法委員会によって採択されたものを想起し、「女性に対する暴力撤廃宣言」も想起し、

世界人権会議、国際人口開発会議、第4回世界女性会議及び社会開発世界会議並びにこれらの見直しの成果文書に含まれている女性移動労働者に関する規定を再確認し、

国連持続可能な開発会議の成果文書に含まれている女性移動者に関する規定も再確認し、移動の地位にかかわらずすべての移動者の人権と基本的自由、特に女性と子どもの人権と基本的自由を効果的に推進し、保護し、あらゆるレベルの持続可能な開発のための政策とプログラムの意思決定、企画及び

実施に貢献するプロセスへの適宜積極的参画を奨励するよう各国に要請し、

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と「子どもの権利に関する条約」及びこれらの「選択議定書」並びにその他の関連条約が、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃と防止とジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進のための国際的な法的枠組みと包括的な一連の措置を提供していることをさらに再確認し、

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の採択を想起し、「2030 アジェンダ」は、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成と、移動労働者、特に女性移動者及び非正規雇用に就いている者を含めたすべての労働者の労働権の保護と安全で安心な労働環境の推進をカバーしていることを認め、特に彼らに対する暴力と差別をなくす必要性も認め、

開発のための資金調達第3回国際会議の「アディスアベバ行動アジェンダ」の中で、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントと経済への女性の完全で平等な参画とリーダーシップが持続可能な開発の達成にとって極めて重要であり、経済成長と生産性をかなり高めることが認められたことを再確認し、

2016年9月19日に開催された難民と移動者の大移動への対処に関する総会の高官本会議での「難民と移動者のためのニューヨーク宣言」の採択を想起し、

2018年12月10日と11日に、モロッコのマラケッシュでの「安全で秩序ある正規の移動のためのグローバル・コンパクトを採択するための国際会議」で採択され、2018年12月19日の総会決議73/195で支持された「安全で秩序ある正規の移動のためのグローバル・コンパクト」も想起し、

「安全で秩序ある正規の移動のためのグローバル・コンパクト」は①人々を中心とする、②国際協力、③国の主権、④法の支配と相当のプロセス、⑤持続可能な開発、⑥人権、⑦ジェンダーに配慮した、⑧子どもに配慮した、⑨政府全体での取り組み、⑩社会全体での取り組みという横断的で、相互に依存する原則に基づいていることをさらに想起し、

2022年から2025年までの国連ウィメンの戦略計画に照らして、女性移動労働者を含め、経済機会への女性のアクセスを高め、女性に対する暴力をなくす国内努力を支援する際に、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の役割を認め、

非正規の雇用に就いている女性移動労働者を含め、あらゆるセクターの女性労働者のための安全な環境を推進するために、安全で秩序ある正規の移動のための機会を促進する必要性も認め、

女性と女兒に対する暴力は、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成に対する主要な障害であり、すべての人権と基本的自由の完全享受を侵害し、損ない、無にすることを強調し、

セクハラを含めた女性と女兒に対する暴力に対処する法律がしばしばその範囲が限られており、セクハラに対処している法律は、しばしば範囲が限られており、移動家事労働者を含め、家事労働者の職場のような多くの職場をカバーしておらず、格差に対処する必要があることを強調し、

第4回世界女性会議の成果である「北京宣言と行動綱領」及び「女性2000年:21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会の成果及びこれらの見直し会議の成果を再確認し、

「ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメント達成のための暴力の撤廃のみならず、公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定」という優先テーマに関するSW65の合意結論に留意し、

CSW57で採択された合意結論に感謝と共に留意し、送り出し国、経由国、目的国での女性移動労働

者を含めた女性移動者の社会的・法的包摂と保護を保障する措置を適宜採択し、実施し、その人権と暴力と搾取からの保護の完全実現を推進し保護し、女性移動労働者のためのジェンダーに配慮した政策とプログラムを実施し、彼女たちの技術と教育を認める安全で合法的なチャンネルを提供し、公正な労働条件を提供し、適宜、その労働力への統合のみならず、生産的雇用とディーセント・ワークを促進する措置をさらに採択し実施するという公約に適宜留意し、

移動の根本原因と結果を考慮に入れることの重要性を強調し、貧困、特に貧困の女性化、低開発、機会の欠如、ガバナンスの乏しさ及び環境的要因が、移動の牽引力の中にあることを認め、

「安全で秩序ある正規の移動のためのグローバル・コンパクト」のあらゆる側面の実施を討議し進歩を分かち合う加盟国のための政府間世界プラットフォームとしての「国際移動見直しフォーラム」の設立を想起し、

2013年の「国際移動と開発に関する高官対話宣言」が、女性と女兒が世界レベルですべての国際移動者の半数近くを占めており、特に政策にジェンダーの視点を統合し、人身取引と差別を含めたジェンダーに基づく暴力と闘うための国内法と機関とプログラムを強化することにより、移動する女性と女兒の特別な状況と脆弱性に対処する必要性を認め、この点で、ケア労働と家事労働にかかわっている者を含め、すべてのセクターでの女性移動労働者の保護のための適切な措置を確立する必要性を強調したことも想起し、

2011年の「家事労働者条約(第189号)」、2011年の「家事労働者勧告(第201号)」及び2019年の「暴力とハラスメント条約(第190号)」の国際労働大会による採択に留意し、2008年11月に女子差別撤廃委員会によって採択された女性移動労働者に関する一般勧告第26号(2008年)に留意し、検討するよう、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の締約国に勧め、2010年12月にすべての移動労働者とその家族の権利保護委員会によって採択された移動家事労働者に関する一般勧告第1号に留意し、検討するよう、「すべての移動労働者とその家族の権利保護に関する国際条約」の締約国を奨励し、これらが補足的であり、相互に補強しあうものであることを認め、

特に女性移動労働者の強制労働の目的を含め、あらゆる形態の人身取引と闘う緊急性を認め、この点で、国際労働機関の1930年の「強制労働会議議定書(第29号)」と強制労働を効果的に抑制するための補足的措置に関する「勧告第203号」の2014年6月11日の国際労働大会第103回会期での採択に留意し、

大部分、社会経済的要因によって牽引される国際移動のあらゆるスキル・レベルの女性の増加する参画とこの移動の女性化には国際移動の問題に関連するあらゆる政策と努力で一層のジェンダー配慮が必要であることも認め、

特に民間の領域でケア不足を解決できず、公的ケアの提供を確保できないことがケア労働に対する需要を増やしてきた場合に、移動者のケア労働に対する需要が増えているようであり、大勢の者が、ケア労働によって提供される経済機会から利益をうけてはいるが、非正規のケア労働にかかわっている移動労働者、特に女性の中には、職場の眼に見えない性質のために深刻な人権侵害に直面している者もあることをさらに認め、

対象を絞った措置を通して、差別の状況を含め、女性移動労働者に対する暴力を防止し、対処する環境を推進する際に、すべてのステイクホルダー、特に送り出し国、経由国、目的国、関連地域・国際団体、労働者と雇用者の団体、民間セクターと市民社会の間の役割と責任と協力の必要性を認め、この点で、国内、2国間、地域、国際レベルでの合同の協働的取り組みと戦略の重要性を認め、

女性移動労働者の積極的貢献が、送り出し国、経由国、目的国の包摂的な成長と持続可能な開発を育成する可能性があることも認め、ケア労働と家事労働を含め、すべてのセクターでその労働の価値と尊厳を強調し、移動者と移動に対する一般の認識を改善する努力を奨励し、

特に送金を通してその家族の発展への女性移動労働者の貢献をさらに認め、

女性移動労働者を含め、コロナウィルス病(COVID-19)の流行の対応の最前線での移動女性の貴重な貢献を認め、すべての移動女性と女兒が、流行病中に、その移動の地位にかかわりなく、基本的な公共サービスへのアクセスがあることを保障することの重要性のみならず、国の COVID-19 の防止と対応計画と政策に移動労働者を統合する必要性を強調し、

女性移動労働者を含めた移動労働者は、保健緊急事態全体を通して開かれたままであったセクターの労働力の不相応な割合を占めており、流行病の否定的影響のために脆弱な状況にある者の中にあり、流行病の最も厳しい打撃を受けたセクターでも数が多いことも認め、

移動することを決定した瞬間から、経由を含め、正規・非正規雇用への関りと受け入れ社会への統合、並びに本国への帰還と再統合中にわたる移動プロセスのあらゆる段階で、女性とその子どもの特別な脆弱性とニーズをさらに認め、

女性移動労働者が直面するかも知れない司法にアクセスする際の特別な困難考慮に入れつつ、ジェンダーに基づく暴力、性暴力、性的搾取と虐待、ドメスティック・ヴァイオレンス、フェミサイドを含めたジェンダー関連の女性と女兒の殺害、人種主義的・排外主義的行為と表現、差別、虐待的な労働環境、仕事の搾取的条件及び強制労働、奴隷労働、奴隷制度または奴隷制度に似た慣行を含めた人身取引を含め、移動女性と女兒に対して行われる重大な虐待と暴力の継続する報告に深い懸念を表明し、

女性移動労働者を含めた移動者が受ける労働搾取のカギとなる原因の一つは、高い募集経費と関連する手数料を徴収する募集機関と非正規のブローカーの悪徳な慣行に関連していることを認め、

女性と女兒、特に移動女性に対する暴力は、男女間の力関係の歴史的・構造的不平等に根があり、これが、ジェンダー固定観念と女性と女兒のその人権の完全享受に対する障害を強化することも認め、

特に年齢、階級、人種、障害とジェンダーに基づく民族的差別と固定観念の重なり合いが、女性移動労働者が直面する差別を複雑化することもあり、ジェンダーに基づく暴力が、一形態の差別であることをさらに認め、

仕事を求めて移動する先住民族女性を差別なく含めたすべての女性の人権を尊重し、保護し、推進するという公約を再確認し、この点で「先住民族の権利に関する国連宣言」の中の適宜先住民族女性に対するあらゆる形態の暴力に対する完全保護と保証に対して払われる注意に留意し、

不相応に高い割合でドメスティック・ヴァイオレンスと性的虐待を受け、人身取引被害者としての先住民族移動女性が直面するかも知れない重複し、重なり合う形態の差別を強調し、

非正規経済と未熟練労働に雇われている多くの移動女性が、特に虐待と搾取に対して脆弱であることを懸念し、この点で、虐待と搾取を防止し、対処するために移動者の人権を保護する国家の責務を強調し、多くの女性移動労働者がその資格にふさわしくなく、乏しい給料と不適切な社会保護のためにより脆弱になるかもしれない仕事に就いていることを懸念と共に観察し、この点で、2015年6月2日の第104回国際労働大会での非正規から正規経済への移行に関する「勧告第204号」の採択に留意し、

非正規雇用に就いている移動女性が、搾取の危険を高めて、その労働権の限られた法的保護からしか利益を受けないかも知れないことも懸念し、

差別の状況を含め、女性移動労働者に対する暴力に特に対処するために、対象を絞った政策と具体的

な戦略の策定において、性別・年齢別データと統計を含めた客観的で、包括的で、基盤の広い情報、調査と分析のための指標、個々の加盟国と市民社会の経験と学んだ教訓の幅広い交換の必要性を強調し、

かなりの数の女性移動労働者の移動が、偽のまたは非正規の文書や移動を目的とした偽装結婚によって促進され、可能とされ、これが特にインターネットによって促進されるかもしれない、これら女性移動労働者は、虐待と搾取に対してより脆弱であることを認識し、

女性移動労働者を暴力、差別、搾取及び虐待から守ることに向けた努力を推進し、移動の地位にかかわらず人身取引被害者に適切なケアと支援とサーヴィスを提供するために、移動と人身取引との間のつながりを探求することの重要性を認め、

女性移動労働者の文書化された脆弱性が、移動労働者がよその国に入る時、命を危険にさらす状況に陥るかもしれないますます複雑な移動状況とチャンネルを明らかにすることも認め、

その管轄地域に住んでいる女性移動労働者の状態を緩和し、苦情を通報するためのメカニズムへのアクセスを促進し、または法的手続き中に支援を提供し、暴力の被害者である女性移動労働者を保護するための行動を推進することにより、女性移動労働者のためのジェンダーに配慮した保護メカニズムの設立を通して司法へのアクセスを推進する措置を取っている目的国もあることを強調し、

女性移動労働者に対する暴力の問題に対処し、その人権と福祉を保護し、推進する際に、それぞれのマンデート内で、国際労働基準の実施を監視する際に、国際労働機関の監督メカニズムのみならず、国際人権条約の実施を監視する際の関連国連条約機関と関連特別手続きの重要な役割を強調し、

1. 事務総長の報告書に留意する。

2. 「行動綱領」の実施における全体的進歩が重複し、重なり合う形態の差別を経験している女性と女兒にとって特に遅く、移動女性を含めた周縁化された集団の女性が特に差別と暴力の危険にさらされていることを強調している「北京宣言と行動綱領」と第23回特別総会の成果の実施の見直しと評価に関する事務総長の報告書に感謝と共に留意する。

3. 1949年の「雇用のための移動条約(改正)(第97号)」、1975年の「移動労働者(補足規定条約)(第143号)」、1997年の「民間雇用機関条約(第181号)」及び2011年の「家事労働者条約(第189号)」を含め、関連する国際労働機関の条約の批准を検討し、「すべての移動労働者とその家族の権利保護に関する国際条約」、「国連国際組織犯罪防止条約」を補う「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」、「国連国際組織犯罪防止条約」を補う「陸路・海路・空路による移動者の密輸を禁止する議定書」、1954年の「無国籍者に関する条約」及び1961年の「無国籍削減条約」並びにその他の女性移動労働者の権利の保護に貢献するその他のすべての人権条約の署名と批准または加入を検討するよう加盟国に勧め、国際法の下での関連責務に従うよう締約国に要請し、「人身取引と闘うための国連世界計画」を実施するよう加盟国に勧める。

4. 第44回と第47回人権理事会と第75回と76回総会に提出された移動者の人権に関する人権理事会特別報告者の報告書に留意する。

5. 非正規経済で働く貧困者の都会経済への貢献を認めることに加盟国がコミットした2016年10月17日から20日までクィートで開催された住居と持続可能な都会開発に関する国連会議での「新都会アジェンダ」の採択を想起する。

6. すべての国連機関と、供給網を含め、女性移動労働者が直面している現在の課題に関連するそのマンデート内でのこれら領域に関する情報と分析の収集を改善するよう、女性移動労働者に対する暴力の問題に触れるマンデートを持つ人権特別報告者を奨励する。

7. 暴力と差別、人身取引、搾取と虐待の防止と移動女性の保護のために、人権条約の下での人権責務と公約に従って国際移動と労働と雇用に関する法律、政策、プログラムに、人権とジェンダーに配慮した、人々を中心とした視点を組み入れ、そのような移動と労働政策が差別を強化することがないことを保障する効果的措置を取り、そのような政策とプログラムの策定に、適宜、女性移動労働者と関連市民社会団体の効果的で意味ある参画の必要性を考慮に入れるようすべての各国政府に要請する。

8. 女性移動労働者の募集と配置を規制する政策を含め、移動の地位にかかわらず、家事労働者を含めた女性移動労働者の人権を保護するための措置を採択または強化し、非正規移動を思いとどまらせるために、合法的な移動のチャンネルを推進する革新的な方法の考案に関して、国々間の対話を拡大することを検討し、独立した、循環する、一時的な移動を含め、女性に対する差別と暴力を防止するために、入国法にジェンダーの視点を組み入れることを検討し、国内法に従って、暴力、人身取引またはその他の形態の搾取または虐待の被害者である女性移動労働者に虐待的な雇用者または配偶者から独立して居住許可証を申し込み、虐待的なスポンサー制度を撤廃することを認めることを検討するよう各国政府に要請する。

9. 人口学的な労働市場の現実を反映する労働移動とディーセント・ワークを促進するように安全で秩序ある正規の移動のための選択肢と道に適合するよう各国政府を奨励し、教育機会を最大限活用し、家庭生活への権利を支持し、脆弱な状況にある移動者のニーズに対応する。

10. 「安全で秩序ある正規の移動のためのグローバル・コンパクト」の実施、見直し、フォローアップが、女性移動労働者に関する関連規定を考慮に入れることを保障するよう、「国際移動見直しフォーラム」にかかわっている各国政府を奨励する。

11. 労働移動の経費を削減し、送り出し国と受入国との間の倫理的な募集政策と慣行を推進するよう各国政府を奨励する。

12. 司法にアクセスする際に女性移動労働者が直面する特別な困難を考慮に入れつつ、フェミサイドを含めた女性と女児のジェンダー関連の殺害を防止し、対応するために、国際法の下でのその公約と責務に従って、法律と政策を採択または開発、実施するよう各国に要請する。

13. 労働輸入型国家のケア不足を解決する必要性を含め、女性の非正規移動を取り巻く押し引きしたりする要因に対処することを求め、国内法と国際法の下での適用できる責務に従って、ケア労働の雇用条件を規制し、正規化し、専門化し、保護するよう各国政府を奨励する。

14. 適用できる法律と規則に従って、特に最低賃金政策と雇用契約を採用することにより、ディーセント・ワークを推進し、司法への効果的アクセスと法律施行、訴追、防止、能力開発、被害者保護と支援を促進し、女性移動労働者に対する暴力と差別と闘う際の情報と好事例を交換し、送り出し国での移動に対する持続可能な開発の代替手段を育成することにより、女性移動労働者の脆弱性を減らす努力を強化するのみならず、国際人権法を含め、国際法を完全に尊重して、女性移動労働者に対する暴力に対処する二国間、地域、地域間及び国際協力を強化するよう各国政府に要請する。

15. 人身取引、労働・経済搾取、差別、あらゆる形態の性的搾取、セクハラ、暴力、オンラインとデジタルの状況を含めた移動する子どもの性的虐待を防止するために、その移動の地位にかかわらず、付き添いのない女児を含め、移動する子ども特に女児の人権を尊重し、推進し、保護する措置を採択または強化することにより、子どもの最高の利益を考慮に入れるようにも各国政府に要請する。

16. 募集者、雇用者、仲介者を統治する法律と政策が、移動労働者特に女性の人権と適宜労働権の遵守と尊重を推進することを保障するのみならず、特に送り出し国で資格のある意味のあるジェンダーに

配慮した移動の経費と利益、権利と利益に関する意味のあるジェンダーに配慮した情報と教育へ女性のアクセスを推進することにより、女性移動労働者に対する暴力の防止への重点と資金支援を強化するよう、女性移動労働者の募集にかかわっている募集機関を含め、すべてのステイクホルダー、特に民間セクターに強く奨励するようさらに各国政府に要請する。

17. 適宜、取引経費を削減し、適用できる国内法に従って、女性に優しい送金、貯蓄、飛び地投資計画を含めた投資計画を実施することにより、送り出し国またはその他の国々への移動者の透明性のある、安全な、無制限の、速やかな送金を妨げるかも知れない障害を除去し、女性移動労働者のその経済資源へのアクセスと管理を妨げるかも知れないその他の問題を解決する措置を適宜考案するようすべての国々を奨励する。

18. 女性移動労働者と適宜その家族の金融識字訓練プログラムと移動の完全な開発インパクトに貢献するかもしれないその他のプログラムを立案し、実施することを検討するよう各国を奨励する。

19. 適宜、正規セクターへの参入を促進するために、一つの職または一人の雇用者から別の職や雇用者に移る能力を高める技術、資格、能力を認めることを通して、家事労働に就いている者を含め、女性移動労働者の労働参画と雇用機会を増やすことを考慮するよう各国政府に勧める。

20. 教育と情報の普及を通して、ジェンダー平等問題に対する意識を高め、その経済的エンパワーメントとディーセント・ワークへのアクセス及び関連する場合には正規経済、特に経済的意思決定への統合を推進し、適宜、公的生活への参画を推進することにより、女性移動労働者に対するあらゆる形態の暴力の構造的で底辺にある原因に対処するよう各国に要請する。

21. 女性移動労働者とその連れている子どもたちのための適切で質が高く料金が手ごろな保健ケア・サービスと質の高い教育へのアクセスを推進するよう各国政府に要請する。

22. 移動の地位にかかわらず女性移動労働者とその連れている子どもたちの権利を認め、人道危機、自然災害、流行病及びその他の緊急事態状況時に緊急保健ケアへの差別のないアクセスがあり、この点で、女性移動労働者が、妊娠や出産を理由に差別されず、国内法に従って、移動母集団が経験する HIV に対する脆弱性に対処し、その HIV 予防、治療、ケア、支援へのアクセスを支援するようにも各国政府に要請する。

23. COVID-19 の流行が移動労働者に与えるインパクトに対処し、特にディーセント・ワークと社会保護へのアクセスを促進するといったような彼らが直面する経済的社会的課題に応じて、彼らとその家族を支援し続けるために必要なすべての措置を取るよう加盟国に要請する。

24. 移動女性の特別なニーズに対処し、精神衛生と心理的支援、緩和ケアと安全で質の高い効果的で料金が手ごろでなワクチン接種へのアクセスを含め、女性移動労働者のための包括的な保健ケアへの公正なアクセスを提供する COVID-19 流行への包括的でジェンダーに対応した公衆衛生対応を設立するよう加盟国に要請する。

25. 移動に先立つた移動中の保障のない障害を防ぐために、任意で機密の HIV テストと妊娠テストの適切な利用を保障するよう各国政府を奨励する。

26. 適宜、医療的・心理的支援のみならず、被害化を防止するプログラムと政策の実施を通し、保護と司法へのアクセスの提供を通して、人身取引の被害者となることから家事労働者を含めた女性移動労働者を保護するよう各国を奨励する。

27. 移動社会の女性の重要な貢献とリーダーシップを認め、地方の解決策と機会の開発への完全で平等で意味ある参画を推進する適切な手段を取り、公正で倫理的な募集と搾取の防止を通して、労働権と

安全な雇用を保護することの重要性を認識し、安全で秩序ある正規の移動、並びに労働の移動性を保障するよう各国に要請する。

28. 家事労働に就いている者を含め、すべての女性移動労働者を保護する法律と政策を採用し実施し、国際責務の遵守を保障し、そのような法律と政策が女性移動労働者を罰してはならないことを強調しつつ、職場における労働・経済搾取、差別、セクハラ、暴力、性的虐待の場合に、契約を破棄することを含め、募集機関と雇用者に苦情を申し立てるためのジェンダーに配慮した、透明性のあるメカニズムへのアクセスを家事サービスの女性移動労働者に認めるために、適用できる国際労働機関条約に沿って、そこに関連監視・検査措置を含め、必要ならば改正するようまだこれを行っていない加盟国に要請する。

29. 国際人権法に従って、すべての異なった待遇は、法律に基づき、釣り合いが取れ、合法的目的を追求しなければならないことを保障しつつ、国民と正規の移動者はより包括的なサービスの提供に対して資格があるかも知れないが、すべての女性移動労働者が、その移動の地位にかかわらず、基本サービスへの安全なアクセスを通してその人権を行使できることを保障することを検討するよう各国を奨励する。

30. 人身取引の被害者及び脆弱な状況にある移動者、特に子ども、高齢女性、障害を持つ女性のニーズに注意して、帰還する者のための受け入れと再統合援助を支援すよう各国政府に要請する。

31. 国際法の下での関連責務に沿って、国のジェンダーに配慮した移動政策と法律を採択し、移動の地位にかかわらずすべての移動女性と女兒の人権を保護し、あらゆるセクターでの経済的エンパワーメントを推進し、教育と科学と技術の分野を含め、適宜、その生産的雇用とディーセント・ワークと労働力への統合を促進し、虐待と搾取を防止し、対処し、あらゆるセクターで女性移動労働者を保護し、労働移動を推進することを含め、女性移動労働者と不安定な雇用に就いている者のための労働権と安全な環境を保護することの重要性を認め、新たに到着した移動女性を対象を絞った、ジェンダーに対応した、子どもに配慮した、アクセスできる包括的な情報、国と地方の法律の遵守、労働と居住許可証の取得、地位の調整、当局への登録、権利侵害について苦情を申し立てるための司法へのアクセス、並びに基本サービスへのアクセスを含め権利と責務に関する法的ガイダンスを提供し、移動女性と女兒に適切な身分証明があり、社会保護メカニズムへのアクセスを促進する関連証明書の提供があることを保障する際に送り出し国、経由国、目的国を含め、様々なステイクホルダーの間の協力を奨励し、社会保護とサービスへの平等なアクセスを提供することにより、帰還する移動女性と女兒の持続可能な再統合を促進するよう各国に要請する。

32. 既存の募集メカニズムが、公正で倫理的であることを保証し、あらゆるセクターの募集者、雇用者、サービス提供者をよりよく監視する労働検査官及びその他の役人の能力を高め、ディーセント・ワークを保証し、送り出し国においても目的国においても移動者の社会経済的貢献を最大限にするために、既存の募集メカニズムを見直すよう、各国を奨励する。

33. 国際団体、NGO、民間セクター及びその他のステイクホルダーと協力して、暴力の被害者である女性移動労働者にその移動の地位にかかわらず、国内法に沿って、関連国際人権法と適用できる条約に従って、完全な緊急事態援助と女性移動労働者の権利に関する情報、ホットライン、紛争解決メカニズム、法的援助、被害者アドボカシー、子どものためのサービス、女性専用のスペース、存在する場合には女性のシェルターへのアクセスの提供を含む、文化的・言語的に適切なジェンダーに配慮したサービスを提供するよう各国政府に要請する。

34. 女性移動労働者が目的国で遭遇するかもしれない言語障害を含め、適宜、実際的な障害に対処し、送り出し国からの出発に先立って、領事援助を含め、その人権についての適切な情報を彼女たちに提供すること。

35. 女性移動労働者に司法へのアクセスを提供し、彼女たちのニーズと権利に明確に応え、必要な場合にはそのニーズを捉え権利を保護するために法的枠組みと特別なジェンダーに配慮した政策を強化し、開発し、維持するために、女性移動労働者に司法へのアクセスを提供する法的規定と司法プロセスが設置されとていことを保障するよう各国政府に要請する。

36. 女性移動労働者に対する暴力の加害者と仲介者を罰するために、刑事制裁と被害者が効果的にアクセスでき、できれば司法手続き中に被害者が出席することを認める措置を含め、適切な手続きの段階で、被害者が効果的にアクセスできその見解や懸念を示すことを認めるジェンダーに配慮した矯正・司法メカニズムを設置するようにも各国政府、特に送り出し国と目的国の政府に要請する。

37. 女性移動労働者の恣意的逮捕と拘束をなくし、個人また多は集団によるあらゆる形態の女性移動労働者の自由の恣意的剥奪を防止し、罰する行動を取るようすべての国々に要請する。

38. これら公共セクターの労働者の女性移動労働者に対する暴力の問題に対する意識を啓発し、拘束施設にいる者を含め、適切で専門的でジェンダーに配慮した介入の提供を保障するに必要なスキルと態度を分かち合う目的で、法律施行担当官、入国管理官と国境管理官、外交官と領事官、裁判官、検察官、公共セクターの医療職員、及びその他のサービス提供者の訓練プログラムを策定し、実施し、改善するようにも各国政府を奨励する。

39. 人権、ジェンダー配慮、人々を中心とした視点に基づいて、女性移動労働者に関する移動、労働及び反人身取引政策とプログラム間の統合力を推進し、女性移動労働者の人権が、移動プロセス全体を通して保護されることを保障し、女性移動労働者に対する暴力を防止し、加害者を訴追し、被害者とその家族を保護し支援する行動を強化するようにも各国政府を奨励する。

40. 「領事関係に関するウィーン条約」の第36条の規定に従って、もし女性移動労働者が逮捕されたり、刑務所に入れられたり、裁判を待って拘束されたりまたはその他の方法で拘禁されたりしたならば、権限のある当局が、その連絡を取る自由を尊重し、その本国の領事館担当官にアクセスし、この点で、もしその女性移動労働者が望むならば、その国籍のある領事の地位に遅滞なく伝えるよう各国に要請する。

41. 既存の資金内で女性と国際移動に関する問題のよりよい理解に向けて各国政府と協力し、特にジェンダーに配慮した、人権を保護するのみならず政策評価を助け、効果的な実施を保障し、そのインパクトを高め、女性移動労働者にとって良好な成果を強化する調整された方法で女性移動労働者に対する暴力に対処する国の努力を支援し続けるために、性別・年齢別データの収集、普及、分析を改善するよう、国連システムとその他の関連政府間機関と NGO に勧める。

42. 適用できる法的責務に従って、政策プロセス全体を通して、女性移動労働者と関連ステイクホルダーと密接に協力して、最新の、関連する性別データと分析に基づいた女性移動労働者に関する国の政策を策定するよう各国政府を奨励し、このプロセスが適切に資金提供され、結果として生じる政策が測定できるターゲットと指標、予定表、特に雇用機関、雇用者、公務員のための監視・説明責任措置を有していることを保障し、インパクト評価を提供し、適切なメカニズムを通して、送り出し国、経由国、目的国内及び間の多部門的調整を保障するようにも各国政府を奨励する。

43. 事務局の経済社会問題局、国際労働機関及びジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国

連機関(国連ウィメン)の専門知識を利用し、比較できるデータを生み出す適切な性別の国のデータ収集、分析、普及の方法論、女性移動労働者に対する暴力と可能ならば移動プロセスのすべての段階でのその権利侵害に関する追跡・通報制度を開発し、以下を行うよう当該各国政府、特に送り出し国、経由国、目的国の政府を奨励する:

(a)移動労働者を含めた女性に対する暴力の女性自身、その家族及びその地域社会にとっての経費をさらに調査すること。

(b)女性移動労働者が利用できる機会とその開発へのインパクトを分析すること。

(c)利用できる場合には、適切な性別データと分析の提供を通じた募集経費と手数料をさらに評価し、測定すること。

(d)適切な政策策定と実施のための移動経費と送金に関するマクロデータの改善を支援すること。

44. 努力を継続し強化し、市民社会団体を含めたすべてのステイクホルダーとのパートナーシップを推進し、女性移動労働者の権利の推進のために具体的な良好な成果を通してそのインパクトを高めるために、関連国際・地域条約を適宜支援してその作業を調整するよう国連システムと関連機関を奨励する。

45. 本決議を含め、「進捗宣言」のための討議にすべての関連決議を考慮に入れるよう国際移動見直しフォーラムにかかわっている加盟国に勧める。

46. 加盟国、国連システムの諸団体、特に国際労働機関、国際移動機関、国連開発計画、国連ウィメン及び国連麻薬犯罪事務所からの最新情報、並びに女性移動労働者及びNGOを含めたその他の関連する筋の状況に言及している特別報告者の報告書を考慮に入れて、COVID-19 流行の状況を含め、家事労働者とケア労働者を含めた女性移動労働者に対する暴力の問題と本決議の実施に関して、第78回総会に、包括的で、分析的で、テーマ別の報告書を提出するよう事務総長に要請する。

26. 国連難民高等弁務官事務所(A/C.3/76/L.59)

主提案国: フィンランド

共同提案国: アンドラ、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、ベルギー、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、コロンビア、コスタリカ、コートイヴォワール、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、フィリピン、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、ザンビア

票決前ステートメント: シリア、スイス、スロヴェニア(欧州連合を代表)、米国、英国、カナダオーストラリア、シンガポール

賛成 173 票、反対 0 票、棄権 5 票(エリトリア、ハンガリー、イラン、リビア、シリア)で決議を採択

票決後ステートメント: ヴェネズエラ、ロシア連邦、イラン、ポーランド、ハンガリー、バーレーン、アゼルバイジャン、ホーリーシー

27. 先住民族の権利(A/C.3/76/L.22/Rev.1)---PBIなし

主提案国: ボリヴィア多民族国家

共同提案国: アルゼンチン、アルメニア、カナダ、チリ、コスタリカ、キプロス、デンマーク、エク

アドル、フィンランド、ホンデュラス、アイスランド、レソト、メキシコ、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、ウクライナ、米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：ペルー、リビア、フランス(諸国グループを代表)、カナダ、ハンガリー、マレーシア、英国、エジプト、日本(先住民族個人は他のすべての個人と平等に人権を保護する資格があり、日本は先住民族を含め、万人の権利が尊重される社会を推進し続ける)

28. 現代の形態の人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容を助長することに寄与するナチズム、ネオ・ナチズム及びその他の慣行を称えることとの闘い(A/C.3/76/L.57/Rev.1)

主提案国：ロシア連邦

共同提案国：アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、ペラルーシ、ボリヴィア多民族国家、ブルキナファソ、カンボディア、中央アフリカ共和国、中国、コーティヴォワール、キューバ、朝鮮民主主義人民共和国、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ハイティ、カザフスタン、キルギスタン、ラオ人民民主主義共和国、マリ、ニカラグア、パキスタン、南アフリカ、シリア・アラブ共和国、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、ジンバブエ

票決前ステートメント：アルメニア、米国、ウクライナ、ペラルーシ

賛成 121 票、反対 2 票(ウクライナ、米国)、棄権 3 票で決議を採択

採択後ステートメント：スロヴェニア(欧州連合を代表)、ヨルダン、カナダ(数か国を代表)、ロシア連邦

29. 国内避難民の保護と支援(A/C.3/76/L.26/Rev.1)

主提案国：ノルウェー

アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、中央アフリカ共和国、チリ、コスタリカ、コーティヴォワール、キプロス、デンマーク、エクアドル、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マリ、メキシコ、ミクロネシア連邦国家、モナコ、モロッコ、オランダ、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、サンマリノ、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国、米国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：フィリピン、ホーリーシー

30. 「国籍・民族・宗教・言語マイノリティに属する人々の権利宣言」の効果的推進(A/C.3/76/L.33/Rev.1)

主提案国：オーストリア

共同提案国：アルメニア、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カナダ、中央アフリカ共和国、コスタリカ、コーティヴォワール、キプロス、エクアドル、ジョージア、ドイツ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、モナコ、モンテネグロ、パラグアイ、ポーランド、サンマリノ、スロヴェニア、スイス、ウクラ

イナ、英国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：エジプト、イラク、マレーシア

31. テロと人権(A/C.3/76/L.50)---PBI なし

共同提案国：コーティヴォワール、エジプト

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：米国、スイス

32. 国内人権機関(A/C.3/76/L.54)---PBI なし

主提案国：ドイツ

共同提案国：アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、中央アフリカ共和国、チリ、コスタリカ、コーティヴォワール、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ホンデュラス、ハカンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、オランダ、歩ヘラント、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、英国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：米国、セルビア

33. 人身取引禁止努力の調整を改善する(A/C.3/76/L.10/Rev.1)

主提案国：ベラルーシ

共同提案国：アルメニア、アゼルバイジャン、ボリヴィア多民族国家、中央アフリカ共和国、中国、コーティヴォワール、朝鮮民主人民共和国、エクアドル、赤道ギニア、グアテマラ、カザフスタン、ケニア、キルギスタン、ニカラグア、ロシア連邦、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：米国、カナダ、欧州連合、リヒテンシュタイン、デンマーク、ポーランド、クロアチア、ドイツ、エストニア、キューバ、フィンランド、ロシア連邦、英国、チェコ共和国、ラトヴィア、オーストリア、ルクセンブルグ、オランダ、スロヴァキア、スロヴェニア、朝鮮民主人民共和国、リトアニア、シリア、ヴェネズエラ、中国、ギリシャ、ホーリーシー

答弁権行使：ベラルーシ、リトアニア、ポーランド

「第76回総会第3委員会会議記録(2)」に続く